

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○ 報 告

◎議長（大場芳博君） まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第五十九号議案、乙第六十号議案及び乙第六十三号議案、以上三件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

（人事委員会意見）

◎議長（大場芳博君） 以上、御報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎古川裕紀君（拍手） 登壇〓おはようございます。自由民主党の古川裕紀です。

いよいよ一般質問が始まりました。今回、初めてトップバッターでの登壇となり、いささか緊張しております。この貴重な機会を県勢発展のためにしっかりと生かしていけるように、感謝の気持ちを抱きつつ、そして、県民の皆様の負託に応えるべく質問させていただきます。

が、その前に一言。今年パリ・オリンピックから北部九州総体、S

AGAインターハイ、そして、「SAGA2024」国スポ・全障スポとスポーツで盛り上がった一年でした。特に「SAGA2024」は、長く国体の愛称で親しまれてきた国民体育大会が新しく国スポ、国民スポーツ大会に変わる大会とあって、どう新しい大会をつくっていくか、コロナ禍による紆余曲折もありつつ、特に注目された大会でもあったかと思えます。

行われた正式競技は、国スポ三十七競技、全障スポ十四競技、また、夏の甲子園で活躍した高校野球の精鋭が集う国スポ特別競技も行われました。そのほかにもデモンストレーションスポーツや公開競技、全障スポオープン競技など全九十五競技が開催され、その期間に全国から佐賀に集った選手団は国スポで約二万一千人、全障スポで約六千人、県内外から延べ約五十九万人が参集されたと聞きました。大会期間中、私も玄海町の相撲競技などを観戦に行きましたが、どの会場も熱気にあふれ、盛況ぶり、充実ぶりを肌で感じられるものでした。

また、ナイトゲームやメダルの授与、個人表彰や動画配信などの趣向を凝らした新しい取組は県内外の多くの方から喜ばれ、また、開会式での自由な選手団入場は、各都道府県の選手団の皆さんがはじけるような笑顔で本当に楽しそうでしたし、たくさんの方の皆さんがパフォーマンスで躍動する演出は、選手も観客も楽しめるすばらしい空間だったと思います。

また、最終日となった全障スポ閉会式では、全て終わった後に会場に残った選手団の皆さんが本当に名残惜しそうに会場でお互いをたたえ合ったり、記念撮影したりされている姿が印象的でした。

一方、式典中の国歌「君が代」の編曲に対してやり過ぎではないかと

の疑問の声や、熱中症対策と式典でのペットボトル持込禁止は矛盾しているのではないかと、高校生が学校を休んでまで行くのはどうなのかといった疑問の声があったり、県と市町との温度差について漏れ伝わってきたりと、私にも直接そういった声が届いておりました。

ただ、そうした声を差し引いたとしても、これだけ大きな大会、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、そして「支える」、多くの県民が思い切って一步踏み出し、まさに当事者としてみんなで作くり上げた大会であり、これだけのことを成し遂げられたことは大成功と言うにふさわしいと思います。関係された全ての皆様に心より感謝申し上げます。そして、本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして、四項目について質問させていただきます。

まず大きな項目の一つ目は、居場所をなくした子供の受け入れ支援についてです。

虐待やネグレクト等で居場所をなくした子供に対しては、児童相談所による一時保護を経て、児童養護施設や里親で生活する仕組みをはじめ、様々な公的制度が用意されておりますが、中にはこれらの措置に対して、施設に適応できなかったり、そういったところでの保護を望まなかったり、年齢などの制限を超えてしまったりと、支援の網からこぼれ落ちてしまうケースがあり、そのようにして居場所をなくしてしまった子供たちへの対応が求められています。

例えば、他県の児童養護施設で育ち、十八歳となって佐賀県の企業に就職、職場の寮に住み込みながら働くも、数カ月で心身の不調を来し、退職することとなり、同時に寮から追い出され、突然住む場所を失って

しまった事例。年齢的に十八歳を超えているため、児童福祉法上の児童ではなくなっていて、受け入れてくれるところがないという、いわば制度の隙間に入り込んで、居場所をなくした例です。

もう一つ、高校に通っていたが、心身の不調により教室に行けなくなる。病院にかかり、自閉スペクトラム症や鬱病との診断が出るも、親からはなぜ学校に行けないのか、逃げているだけだ、病気がないなどと言われ続け、自傷行為に至る。家に帰ることができなくなり、児童相談所へ連絡するも保護されなかった事例。これは虐待ではないとの判断から保護されず、だからといって家には帰ることができないという、いわば制度からはじかれて居場所をなくした例です。

そのほかにも、虐待を受け、車中泊の生活を続けていた十九歳の女性や、施設から脱走し、野宿を続け、万引きの非行に及んだ十九歳少年、発達障害の特性に無理解の親と衝突を繰り返して自殺を企ててしまった十九歳少年など、こうした、決して多くはないけれど、確実に存在する子供たちを受け入れ、安全に安心して過ごせる場所を提供する取組として「子どもシェルター」というものがあります。そして、県内においては、令和三年四月、弁護士グループを中心として組織された特定非営利活動法人によって「佐賀子どもシェルターばるーん」が開設されました。「ばるーん」では、二十四時間三百六十五日スタッフを常駐させ、一たび子供が入所すれば、その子が安心して過ごせるように身の回りの世話をしたり相談相手となつて、それこそ子供の話に黙って耳を傾けたり、家庭的な雰囲気の中で一緒に温かい御飯を食べたり、一緒にテレビを見たり、ゲームをしたり、ごくごくありふれたことに疎遠だった子供たちの心をほぐすことに力を注がれておられます。

なぜなら、このシェルターにまでたどり着くのは筆舌に尽くし難い苦難の中にいた限界ぎりぎりの子供たちがほとんど。親という一番身近な存在からなじられ、疎まれ、どなられ、たたかれ、心も体もぼろぼろに傷つけられる日々。愛情や思いやり、優しさからかけ離れた日々の中では、食べることに、眠ることに、考えることがまともにできるわけもなく、それでも生きていかなければならない、そんな子供たちとのことです。

傷ついてぼろぼろになった子供たちがシェルターで数日から二カ月程度、思いやりや優しさに包まれた日々をゆっくり過ごす中で生きる力を取り戻すきっかけとなるよう受け入れ、そして、次の居場所を探すという家庭復帰や自立に向けての支援までを行っておられます。

様々な困難を抱える子供や若者がいざというときに頼ることができ、このような施設が佐賀県にあるということは大変意義深いことであり、施設が今後とも安定的に運営できる枠組みは必要不可欠と考えます。

今なぜ安定的にという言い方をしたのかと申しますと、実は九州本土において「子どもシェルター」が以前は福岡や大分、宮崎にも開設されていたのですが、いずれも運営が立ち行かなくなって閉鎖や休止に追い込まれており、今現在、九州本土では佐賀県の施設のみが稼働しているといった状況となっております。

「子育てし大県『さが』」、「佐賀から世界へ」といった言葉や、「誰一人取り残さない」という目標を掲げる佐賀県、そんな我が県だからこそ、不遇な子供たちを置き去りにしない姿勢を見せること、そして、そういった子供やその家庭に目を向けていくことが、虐待の根絶や貧困の連鎖を断ち切れる流れにつながっていくものと確信しております。

それらを踏まえ次の点について伺います。

一つ目は、居場所をなくした子供の支援についてです。

今、申しましたように、困難を抱え、居場所がなくなった子供の支援について、知事はその重要性をどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

二つ目は、取組に対する支援についてです。

「ぼるーん」の運営経費は、基本的に国、県からの措置費に加え、足りない分は寄附金や賛助会費を広く集めることで何とか賄われている状況と伺っております。

措置費については、子供の受け入れ定数に対して支給というようなスキームの中で、定数の充足率のようなどを勘案されているところ、現在、特例的に入所人員が定数に満たなくても一定の額が支給されているようですが、施設の運営者からは、いつまでこの特例措置が認められるのか不安、特例措置が認められず、措置費が減額となれば、運営が立ち行かなくなるとの声が聞かれます。実際に他県においては立ち行かなくなってしまうというわけですから、その危機感は察するに余りあるといったところではないでしょうか。誰一人取り残さないという中で、受け入れる人数が少ないからといってニーズがないという判断になっていはいはらずもなく、また、今は二十四時間二人体制で運営されていると聞いておりますが、その体制を維持するためには受け入れ人数に関わりなく一定の経費が必ずかかるものですし、そもそも施設の意義やその特殊性を考えると、今後ともこういった施設は継続してほしいと強く願うばかりです。

しかし、現実として同施設を運営するに当たっては数百万円の寄附金を入れても収支がぎりぎりとのことで、現在の支給額は必ずしも十分と

は言えず、例えば、現場で頑張っていたいている経験豊富な職員の給与が、高卒、大卒の初任給並みのお世辞にも高いとは言えない賃金水準であり、居場所をなくした子供たちに救いの手を差し伸べるという高い志の下、まさに歯を食いしばって踏ん張っておられるというのが実情と
いうことで、そこを少しでも充実させたいとの切実な声も聞いております。こうした点についてさらなる支援は考えられないものか、ぜひともその辺り御検討願いたいと強く思うところであります。

そして、先ほど述べたように、他県においては運営が立ち行かなくなつて閉鎖や休止を余儀なくされる施設も多く、そうなれば居場所をなくした子供たちが駆け込むところがなくなり、実際に今他県から佐賀の施設に一時的に避難してくる子供がいるとも聞いております。

居場所をなくした子供たちを受け入れる最後のとりでとも言える「子どもシェルター」、九州本土においては佐賀県がそのシェルターの最後のとりでとなつてしまつており、何らか佐賀県の姿勢が試されているような気さえます。

また、より多くの子供を救うためには、子供やその周辺の人々に施設の存在を知ってもらう必要があるとも考えます。もしもそういった境遇にある子供やその周辺の大人たちが、この取組や施設を知らなければ、それは存在しないことと同義になってしまいます。

県は、「ばるーん」の周知広報についてどのように考えておられるのか。

以上、経済的な支援、周知広報の支援、それぞれについてお答えください。

三つ目は、関係機関との連携についてです。

「ばるーん」のような施設は、児童相談所や警察はもとより、発達障害など困難を抱えている子も多いことから、精神科の医療機関といった関係機関と緊密に連携していくことが重要と考えるのですが、このことについて県はどう考えておられるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の二つ目、路線バスの維持確保についてです。

路線バスは、通勤や通学、買い物や通院など、地域住民の暮らしを支えるとても大切な交通インフラです。しかし、マイカーの普及や人口減少などに伴い、利用者は減少し、そのことによる減便により利便性が下がったことでさらに利用者が減つてしまうという悪循環に陥っています。また、昨今では運転士不足により存続が危うい路線も出てきている状況です。

私の地元を走る路線バス江見線についても運転士不足を理由に今年十月に便数が半減され、そして、来年十月には路線を廃止することで沿線市町に申し入れがなされております。しかし、佐賀市と久留米市を結ぶ江見線は、沿線住民の重要な移動手段であり、特に神崎市とみやき町の南部地域にお住まいの方にとっては隣り合う市町とを結ぶ唯一の路線バスであります。

沿線市町の佐賀市、神崎市及びみやき町は、沿線住民の暮らしの移動手段を守りたいとの思いから、今年六月に沿線三市町の首長がそろつて運行の継続や廃止時期の延期などを運行事業者に要望されたところであります。江見線の沿線に生活する私としましても、沿線住民の皆さんが将来にわたつて江見線を利用できるよう、運行を何とか維持してもらいたいとの思いが強くなります。

江見線については、佐賀県の三市町だけではなく、久留米市まで延び

ており、県もまたがった路線であるため、関係者との様々な調整が続いてはいるものの、各市町の温度差や想定される負担への戸惑いなどもあり、なかなか進まない状況であるように思います。やはりここは県がしっかりとスケジュール感を持ち、もっと主導して進めてほしいと考えるところであります。

つきましては、江見線に関し、現在、関係者でどのような検討がなされているのか、また、県として今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の三つ目、県東部地域の道路整備についてです。私が県議会において初めて一般質問に登壇する機会をいただいたのは令和元年六月議会でしたが、その際に早速取り上げさせていただきましたが、この県東部地域の道路整備についてでした。あれから五年が経過し、あのとき議論させていただいた内容について、少しずつ前に進んでいる部分に関しては関係各位に心から感謝申し上げる次第です。

とはいえ、県東部地域の道路については、佐賀から神埼、神埼から鳥栖において交通量が多い状態は今も変わりなく、慢性的な交通渋滞や交通事故の発生に対してその解消を求める地元の声は非常に強いものがあります。

その一つ、県東部地域の幹線道路である国道三十四号は、主要な交差点を中心に交通渋滞が発生しており、地域住民の生活や沿線企業の経済活動に支障を来している状況にあつて、さらには追突などの交通事故も多く発生しております。

この点については、地元期成会においてバイパス案などの要望も出ており、整備の在り方についての議論も含め、私自身も関係する皆さんと

ともに、これから一層の力を注いでいかなければならないと感じております。

そして、国道三十四号を補完する県道佐賀川久保鳥栖線では、以前は抜け道のような利用がなされておりましたが、現在は交通量も多くなっており、一部区間では渋滞も発生している状態となっております。

また、県東部地域の東西軸ともなるはずの県道神埼北茂安線や、沿道に吉野ヶ里町の統合庁舎の建設が予定されている県道吉野ヶ里公園線においては、未整備区間が残っていて、地域住民の日常生活に不便を強いている状態です。

これらの道路は、住民の通勤通学や買い物など、日常生活に欠かせないものであるとともに、災害時や緊急時においては命をつなぐ道路としても機能するとても大切なインフラであり、早期整備が強く望まれるところであります。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、国道三十四号の整備についてであります。

国道三十四号の交通渋滞や交通事故の解消に向けた対策として、国において交差点改良などに取り組んでいただいていることは認識しているのですが、現在の取組状況と、整備促進に向け、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

二つ目、県道の整備についてであります。

県東部地域の主要な道路である県道佐賀川久保鳥栖線、県道神埼北茂安線、県道吉野ヶ里公園線の整備について、現在の取組状況と今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせ願います。

最後の項目、県内の治安情勢を踏まえた警察の対応についてです。

良好な治安は、県民生活の基盤であり、県勢発展に欠かすことのできない重要な要素であると考えます。

県内の治安情勢を見ると、長らく減少傾向にあった刑法犯の認知件数は令和四年に増加に転じて以降、今年も昨年を上回るペースで推移しており、特にニセ電話詐欺やSNSを利用しているその投資話を持ちかけ、金を振り込ませる詐欺などの被害が増加しております。

また、人口十万人当たりの人身交通事故の発生件数は依然として全国ワーストレベルにあるほか、今年も交通事故死者数が前年比で大幅に増加しております。

さらに、全国ではSNS上において仕事の内容を明らかにせず高額の報酬を示唆して実行犯を募集する、いわゆる闇バイトによる強盗事件等が後を絶たず、こうした特異重大な事件がいつ本県で発生するかも分からない状況にあります。家族や友人、知人がいつ被害に遭うか、それどころか、万が一にも加害者になってしまうという事態が起きないとも限らないと言わざるを得ないような事件が実際にニュースでも流れていることから、警察が果たすべき役割はますます大きくなっており、県民も警察に大きな期待を寄せているところであります。

その一方で、組織運営に当たっては、働き方改革や職員の処遇改善、女性活躍推進などの課題にも取り組んでいく必要があります。県民の期待に応えるためとはいえ、昔のような気合や根性でがむしゃらにというわけにはいきません。

福田本部長におかれましては、去る十一月二十五日付で県警察の最高責任者として着任されたところでありますが、県民の暮らしを守り、県民が真の安全・安心を実感できるよう、これまでの経験を踏まえて、そ

のリーダーシップを大いに発揮していただきたく、御期待申し上げる次第です。

つきましては、本県の治安情勢を踏まえ、着任に当たった所の見について警察本部長にお伺いいたします。

以上、大きな四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。
(拍手)

◎山口知事 登壇 皆さんおはようございます。古川裕紀議員の御質問にお答えします。

居場所をなくした子供の支援に対する私の認識についてお答えします。全ての子供は一人一人が輝く存在です。子供たちが夢や希望を持てるように、私たち周りの大人たちが寄り添い、支援していくことが大切です。そして、子供たちは宝です。将来の佐賀を担う子供たちには健やかに骨太に育ってほしいと考えています。

世の中には、それぞれの事情で家庭や学校に居場所がない子供たち、そして生きづらさを抱えている子供たちもいます。このような子供たちにはいずれかの場所に止まり木のような安心して過ごせる場所が必要だと考えます。

佐賀県では、子供たちのために支援をしているCSOが幅広く活動しています。例えば、アウトリーチによる引きこもり支援などで全国的にも注目されているスチューデント・サポート・フェイスや、子供の居場所づくりに取り組む団体をつなぐ「さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会」などがございます。

そして、議員から御紹介のありました、「子どもシェルターばるーん」ですけれども、様々な理由で居場所をなくした子供たちの受け入れ施設

として、二十四時間、子供が駆け込むことができる県内唯一、九州唯一の「子どもシェルター」です。かけがえのない役割を果たしていただいていると思っています。

今後も、定期的に意見交換をしながら、応援していきたいと考えます。そして、こうした活動が県内の新たなCSOの活動にも広がりますし、さらに県外からも志あるCSOの誘致につながっています。

先日、意見交換をした「こども宅食応援団」の駒崎代表理事は、佐賀県は子供の応援に熱心で、佐賀県に活動拠点を構えた。今後も二人三脚で進めさせていただきたいと思いを述べられました。

また、子供の孤立解消に取り組む「D×P」というCSOが佐賀県に来たわけですけれども、佐賀県は地域に根差したNPOや自治体との連携が進み、支援の形を一緒にすることができるといった話をいただきました。

また、県内外のCSOなどにより構成されますフードバンク活動を行います「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」、これは令和四年十月に立ち上げ以来、企業などからの支援助物資が四十倍超に急増して、子供食堂の活動も後押しすることにつながっています。こうした子供食堂も止まり木の一つになっています。

こうした動きを受け、今議会に子育て支援CSOが取り組む食品の配送拠点整備に対する予算を提案させていただいております。

「子どもシェルター」を含め、様々な理由で居場所をなくした子供たちが様々な形で救われるセーフティネットはとても大切です。CSOの自発的な活動が広がって、ネットワークが構築されるという好循環が生まれております。そして、様々な分野、様々な形できめ細やかに子供

たちを支援しようとする志があることが佐賀県の強みです。

こうした佐賀県の強みを生かし、困難を抱える子供たち一人一人に寄り添うCSOの支援の輪が広がっていくように、それを支えている施設や担っている皆さんを引き続きさらに応援させていただきたいと考えています。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、路線バスの維持確保についてお答えを申し上げます。

路線バスをはじめとする地域交通は、住民の方々の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者の皆様との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤でございます。しかしながら、路線バスの利用は全体といたしまして昭和四十四年をピークに大幅に減少し、経営は苦しい状況でございます。また、運転士不足の問題もあり、路線の減便や廃止を余儀なくされるケースも見られているわけでございます。

そうした中、佐賀市と久留米市を結ぶ江見線でございますが、議員御指摘のとおり、運転士不足を理由に今年十月に便数が半減、来年十月には路線を廃止する旨、運行事業者から申し入れがなされているところでございます。

県ではこの申し入れ後、利用実態を把握するため、沿線市町の皆様方に呼びかけをいたしまして、実際に職員が乗車をして、利用の状況を確認いたしました。また、利用者の皆様への聞き取り調査も行ったところでございます。

その結果、利用目的別に、まず通勤がやはり約三二%と最も多く、次いで通学が四%、買い物約一一%、通院が九%と全体の約六五%を生活用が占めていること。また、そのうち路線廃止の場合に代替手段が

ないとのお答えが約半数に上るなど、やはり生活に欠かせない大切な移動手段であることを確認いたしております。

そこで、佐賀市、神崎市、それからみやき町は、本年六月に、これも議員御指摘のとおりですが、運行事業者に対して運行の継続や廃止時期の延期などを要望されているところであります。

現在、地域住民の移動手段を確保するにはどのような対応が考えられるのか、私ども県と市町が一緒になって議論を重ねております。その際、県では地域住民の方々の影響を第一に、議論の場の設定、それから意見の集約、また先行きのスケジュールの提案など、必要な調整をしっかりとやらせていただいております。やはり今後の方向性をできるだけ早く決めまして、地域住民の方々に対して情報提供することが大事だと考えております。

私ども県では、今般、地域交流部内で地域交通を所管している部署を再編いたしまして、新たに「地域交通システム室」を設置したところでございます。何よりも地域づくり目線で、地域の実情やニーズを踏まえまして、スピード感を持って対応するよう体制を強化したところでございます。

今議会におきましても、バスをはじめとする地域交通の利用実態の調査分析、また対策を検討する取組、それから県外で運転士を確保する事業者の頑張りを後押しする、そういった議案も提出させていただいております。私どもとしては取組を加速させたいと考えております。

江見線も含めまして、引き続き、市町や地域住民の方々などと連携をいたしまして、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、引き続きスピード感を持って積極的に関わってまいるところでございます。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、県東部地域の道路整備についてお答えいたします。

まず、国道三十四号の整備についてでございます。

国道三十四号の佐賀から鳥栖間につきましては、一日当たり交通量が約二万台を超え、朝夕を中心に渋滞が発生している状況でございます。交通事故の危険箇所も多く存在するというところでございます。このため、国においても交通渋滞や事故の解消に向けた対策が進められているところでございます。

国道三十四号の佐賀から神埼間につきましては、神埼佐賀拡幅といたしまして、延長五・二キロの現道拡幅が進められております。これまでに下流交差点から上犬童交差点間の約二・九キロ区間を四車線で供用されておりまして、現在、残る区間の用地買収などが進められているところでございます。

また、神埼から鳥栖間につきましては、交通渋滞の緩和や安全・安心な歩行空間の確保を目的といたしまして、交通安全対策に取り組みされております。これまで八カ所で事業が完了し、今現在、四カ所で交差点改良や歩道整備が進められているところでございます。このうち、神埼・吉野ヶ里地区におきましては、吉野ヶ里公園駅交差点、そして神埼駅前交差点の二カ所で右折レーンの設置などの交差点改良に着手されておりまして、工事に着手に向けて調査設計や用地買収などが進められているところでございます。

神埼から鳥栖間の抜本的な整備につきましては、現在、沿線の二市三町で構成されます「国道三十四号（鳥栖く神埼間）整備促進期成会」に

おきまして、この区間のバイパス整備に対する勉強会を開催されておりまして、県もオプザーバーという形で参加させていただいております。また、期成会におきましては、先月七日に財務省、国交省に対して提案活動をされておりまして、県もこれに同行したところでございます。

また、県では、国道三十四号をはじめとしました幹線道路の整備促進に必要な予算の確保、そういったことで先月二十五日に財務省、国交省に對しまして、知事をはじめといたしましたG M 21による政策提案を実施したところでございます。様々な場面で要請を行っているところでございます。

今後も引き続き、国道三十四号の事業箇所整備が図られ、また、鳥栖―神埼間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されるように、国や地元市町などと連携して取り組んでまいります。

次に、県道の整備ということで、佐賀川久保鳥栖線、神埼北茂安線、吉野ヶ里公園線の整備について、現在の取組状況、そして今後の取組についてお尋ねがございました。

まず、県道佐賀川久保鳥栖線でございますが、佐賀から鳥栖に至る延長約二十七キロの路線でございます。その中でも交通混雑が顕著な場所などで道路改良を進めております。現在、鳥栖市の一本杉工区の四車線化などに取り組んでおります。一本杉工区では、現在、用地買収に向けまして、道路の詳細設計などを進めているところでございます。

また、通学路で歩道がない区間におきまして歩道整備も進めておりまして、現在、神埼市の城原地区の二子交差点付近から菅生橋西交差点付近までの約八百八十メートルを菅生工区ということで整備を進めております。これまでに約八割の区間で歩道整備を終えております。残る区間

の用地買収、工事を進めて、完成に向けて取り組んでまいります。

次に、県道神埼北茂安線でございます。神埼市からみやき町に至る延長八キロの路線でございます。これまで上峰町の加茂交差点から終点のみやき町まで約三キロの区間の整備が完了しているところでございます。残りの五キロ区間のうち、国道二百八十五号から上峰町境までの約一・七キロ、これをSUMCOさんが工場建設を予定しております県営吉野ヶ里産業団地へのアクセス道路ということで、吉野ヶ里工区として道路の整備を進めているところでございます。

また、神埼市の本堀から三本松川付近までの約二百五十メートル、これを本堀工区として通学路の安全性を向上することを目的に整備を進めているところでございます。

いずれの工区におきましても、これまで測量や道路設計を行いまして、現在、用地買収を進めているところでございます。引き続き、地元市町と連携しながら事業促進に取り組んでまいります。

最後に、県道吉野ヶ里公園線でございます。これは国道三十四号と並行いたしました、国道三百八十五号から国道三十四号の久留米分岐交差点に至る地域を通る生活道路ということでございます。

吉野ヶ里町さんからは以前から、この区間の道路整備の要望をいただいております。ただ、通過交通の増加ですとか地域の分断に対する懸念などから、地元の合意形成に至らずに事業化を見送った経緯もござい

ます。また、沿線では吉野ヶ里町の統合庁舎の計画もされているということもございます。地域の将来像を見据えて、まちづくりの中でこの道路が担う役割ですとか、地元の合意形成などについて、引き続き吉野ヶ里町

さんと議論を進めさせていただきたいというふうに思っているところがございます。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、居場所をなくした子供の受け入れ支援について二点お答えいたします。

まず、「子どもシェルターばるーん」の取組に対する支援についてでございます。

「ばるーん」は、令和三年度の開設以来、親からの暴力だったり、家庭不和、ネグレクトなど、様々な事情を抱え居場所を失った子供たちに安心できる生活を提供し、次の一步を踏み出す支援をしていただいております。この取組に要する運営費は、国や県からの補助金、それから、寄附金によって賄われております。

この国、県の補助金は、多くの福祉施設がそうなんですけれども、前年度の入所実績に応じた額とするのが原則になっておりまして、「ばるーん」につきましては、シェルターという性質上、いつ入所希望があっても即対応できるだけの体制が必要だということ、それから、入所してくる子供たちは、入所に至る経緯などから手厚いサポートが必要であるケースが多いこと、これらのことを考慮しまして、入所実績が必ずしも定員に及ばなくても定員分の運営費を支給するという特例承認をしているところがございます。「ばるーん」が二十四時間、三百六十五日対応できる体制を維持するためには、やはりこの特例承認というものは私が必要だというふうに思っております。

それから、施設運営に係るさらなる支援、それから、周知広報についてもお尋ねがございました。

この件に関しましては、施設側とお話はしております。例えば、財政面でいきますと、体制強化補助金という国の制度等もございますけれども、これは補助者を雇い入れる制度でございます。こういったものが使えるのかどうなのかについては意見交換をしていきたいし、それから、周知広報につきましても、効果的な方法がどういったものがあるのかということも、これも施設側とお話をしておりますので、さらに意見交換を進めていきたいと思っております。

続きまして、関係機関との連携についてでございます。

「子どもシェルター」は、子供を犯罪から守り、自立を支援するという観点から、児童相談所、警察、それから医療機関、これらの関係機関との連携が非常に大切だというふうに思います。

児童相談所は、特に子供の一時保護などで関わる機会が多くて、これまでも「ばるーん」と連携しながら子供の支援に取り組んでまいりました。

それから、警察関係でいきますと、施設長が二代続けて警察OB、それも少年補導に携わった経験のある警察OBの方がなられていますので、そういう関係では連携がなされているのではないかと思います。

それから、医療機関に関しまして、肥前精神医療センター、ここに在籍される児童精神科医と連携して対応しているというお話は聞いております。

今後も、こういった関係機関との連携がさらに緊密になるように、私どもも協力をしてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱこのたび、佐賀県警察本部長を拝命し、着任

いたしました。佐賀県警察の一員として、佐賀県のために勤務できるところを大変光栄に思っております。

県内の治安情勢につきまして、刑法犯認知件数は令和三年に二千八百二十一件と過去最少を記録しましたが、一昨年に増加に転じ、本年は十月末現在で三千三百二十六件と、昨年を上回るペースで推移しております。

特に、いわゆるニセ電話詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を合わせた被害件数は、前年比で約一・五倍、被害額も約二倍となっており、極めて憂慮すべき状況にあります。こうした犯罪は、暴力団やSNS等を通じて離合集散を繰り返しながら犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループが主導的な立場で深く関与している実態がうかがわれ、県下におきましても、その対策の強化が急務であると認識しております。

また、交通事故情勢は、昨年の人身交通事故は三千百四十四件、交通事故死者数は十三人となり、昭和二十三年以降最少となりましたが、本年は人身交通事故発生件数こそ減少傾向を維持しているものの、交通事故死者数は前年比で大幅に増加しており、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことなどの特徴を踏まえた交通事故防止対策が必要であると認識しております。

県警察として、こうした治安情勢に的確に対応し、安全・安心を実感できる佐賀県の実現のために各種取組を強力に推進してまいります。

着任に当たった所の見について申し上げます。

本年の県警察の運営方針は、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」であり、そのための活動重点として、「交通マネーアップと交通事故抑止対策の推進」、「子供・女性・高齢者を守るための犯罪抑止対策の推

進」、「サイバー空間の安全を確保するための対策の推進」、「重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪対策の推進」、「テロ・災害をはじめとする緊急事態対策等の推進」を示しており、これらに基づき、それぞれの治安課題に力を入れたいと考えております。あわせて、治安情勢は変動を続けるものであり、さきに申し上げた状況も含め、最新の情勢を的確に把握して柔軟な対応を図ることも努めたいと考えております。

無論、全ての前提として、県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるよう、十分に配慮したいと考えております。良好な治安は社会の基盤であると考えています。様々な治安課題に対処するに当たり、困難が生じることもあり得ると思います。しかし、私は、佐賀県の治安のために警察本部長としての役割をしっかりと果たすべく、日々真摯に職務に取り組む所存であります。そして、いかなるときでも職員とともに知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

県議会の皆様には、引き続き県警察の活動に対する御理解と御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎徳光清孝君（拍手）登壇 県民ネットワークの徳光清孝でございます。通告に従いまして、順次、県政の課題について質問をいたします。山口知事、甲斐教育長をはじめ、県執行部の皆さんの誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

一番目の質問は、「SAGA2024」国スポ・全障スポについてであります。

この内容につきましては、先ほど古川議員のほうからかなり詳しく述

べていただきました。すばらしい大会だったというふうに言われていて、全くの同感であります。

本年、若楠国体以来四十八年ぶりとなる「SAGA2024」国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催されました。

この大会は、国体から国スポに変わる新しい大会として開催され、大きな成功を収めたと思います。今後の大会開催への大きな財産にもなつたと感じております。

「私たちも、国スポや全障スポの開会式、閉会式に参加をし、競技も観戦をいたしました。全てに感動し、とてもすばらしい大会だったと感じたところがあります。特に全障スポの閉会式は、出場された選手の皆さんもほとんどが参加をしており、選手、観客などが一体となったすばらしい閉会式でありました。挨拶一つに対しても、会場一体となった割れんばかりの拍手が起こり、心の底から感動したところであります。

本大会に参加をし、全国から多くの選手の方や関係者の皆さんがここに佐賀で数々の新しい取組や運営のすばらしさを目の当たりにされたことと思いますが、この成功を、一過性ではなく、今後の佐賀県の飛躍につなげてほしいと考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まずは、「SAGA2024」が伝えた「佐賀らしさ」についてであります。

「SAGA2024」は、体育からスポーツに、国体から国スポに変わる新しい大会として他県にない「佐賀らしさ」をどのように創り出し、また、全国に示すことができたと考えているのでしょうか。そして、佐賀県の後へ続く後催県に何を つなげることができたと考えているのかお

尋ねをいたします。

次に、「SAGA2024」と佐賀県の今後の発展についてであります。

長い時間をかけて大勢の人の思いを込めて準備してこられた大会であります。その成果をどのように今後の佐賀県の発展に生かしていくのが重要だと思っております。

若楠国体のときは県内に様々な体育施設が誕生をいたしました。今回も大会開催を契機に、SAGAアリーナや九州クライミングベースSAGA」などが誕生しております。「SAGA2024」は通過点であり飛躍点であると思います。これをばねにして佐賀をどのように飛躍させようとしているのかお尋ねをいたします。

二番目の質問は、仮称佐賀駐屯地へのオスプレイ配備についてであります。

まずは、改めまして、オスプレイの安全性についてお尋ねをいたします。

来年七月には現在建設中の仮称佐賀駐屯地へ陸上自衛隊のオスプレイ十七機が配備される予定であります。しかしながら、これまでも本議会で何度となく米軍オスプレイの墜落死亡事故を取り上げ、オスプレイの安全性について疑問を投げかけてきました。

この一年間を見ましても、昨年十一月に屋久島沖で米軍オスプレイが墜落をし、八名の搭乗員が亡くなった事故をはじめとして、米軍や陸上自衛隊のオスプレイが警告灯などが表示されたために最寄りの飛行場へ予防着陸を繰り返しております。

特に去る十月二十七日に沖縄県の与那国駐屯地で陸上自衛隊のオスプ

レイが離陸時にバランスを崩し、左右に大きく揺れて左翼の一部が地面と接触するという事故は陸上自衛隊オスプレイの初めての事故であり、見逃せるものではありません。

防衛省は、十一月十四日に当該事故の調査結果を公表いたしました。その内容は、ホバリング前に作動させるエンジン、出力関係のボタンを押し忘れたこと、さらにその後、機長が地面付近での操作不良を起こしたことが原因とされております。つまり、人的ミスであると結論づけています。相次いで操作ミスが起こること自体が信じられませんし、納得できるものではありません。

また、この件に関連した問題として、最近のAP通信が報道しております。それは、海兵隊や製造メーカーがこのインテリム・パワー・スITCHの頻繁な使用は部品の摩耗につながるために推奨していないというものです。どうもやはりオスプレイに関しては不可解な点が多いと思っております。

さらに、これもAP通信がアメリカ現地機関の十一月二十五日に、ホワイトハウスの職員と政府関係者を乗せたオスプレイがニューヨークで緊急着陸したと報じました。同行していた記者が緊急着陸前に右エンジンの下のほうから出火しているのを見たと話しているということでもあります。

また同日、アメリカ連邦議会上院と下院の一部の議員が、オーステイン国防長官に對しまして、機体の安全性や設計上の問題が解決されるまで、全ての軍のオスプレイの運用を停止するよう要請していることも報道されております。

このように、事故や予防着陸が相次ぐということでは、幾ら安全であ

ることや基本的構造に欠陥がないという主張をしても、本当に大丈夫なのかという不安が県民の間にも広がっているものと思います。

このように、オスプレイの安全性に関しましては、これまで事故や不具合の発生などが相次いでおり、安全性に疑問を感じるばかりであります。

そこで、次の点について伺います。

オスプレイの安全性についての不安が依然として解消されていないと思いますが、知事は相次ぐ予防着陸についてどう受け止めているのかお尋ねをいたします。

また、陸上自衛隊のオスプレイ事故の調査結果が公表されましたが、その調査内容をどのように受け止めているのか、改めてお尋ねをいたします。

次に、佐賀県有明海漁業振興・補償基金（仮称）であります。この基金の創設についてであります。

山口知事は、本県議会の提案事項説明の中で、「防衛省と県で合意している佐賀県有明海漁業の振興と補償のための基金は、令和七年度の創設に向け、来年二月議会に議案を提案する」と述べ、今議会勉強会資料に報告事項として資料が提出をされております。

防衛省と佐賀県の合意書を改めてお話をいたしますが、一つに、防衛省は佐賀空港を使用する応分の負担として着陸料を合計百億円、年五億円を二十年間支払う。二つ目は、佐賀県は着陸料収入を基に、有明海漁業の振興と補償等の対象となる事案が発生した場合に必要な費用を無利子で貸し付けるための基金を創設する。三つ目に、二十年後以降については改めて防衛省と佐賀県が協議をするというものであります。

私は、合意が公表された時点でも合意内容に異議を唱えていたが、基金条例を提案することが明らかになった今、改めて質問をいたします。

まず、この合意内容は佐賀県からの申し入れによるものでありますが、どうして着陸料を支払うよう防衛省に求めたのでしょうか。全国的な事例を見ますと、防衛省からの着陸料は免除している空港がほとんどであり、佐賀県が主張していました、地方自治体は国防に協力する立場にあるということからしますと、着陸料を徴収するのはおかしいのではないかと思います。

勉強会資料によれば、「基金の積立額は、一般会計歳入歳出予算で定める。」とありますので、一般会計歳入に計上された着陸料を歳出時に基金に繰り出すということになります。つまり、着陸料は一般財源であり、漁業振興だけに使うという特定財源ではありません。原則は佐賀空港の維持補修費等に使われるべき財源であります。どうして防衛省からの着陸料を有明海漁業の再生事業に充てなければならないのか、仮に有明海漁協が公害防止協定の覚書資料の改定に応じたことに応えるためとするならば、何かの政策を実現するために見返りに財政的な支援を行うという手法は、私はあつてはならないことだと思えますが、いかがでしょうか。

ここで断っておきますが、有明海漁業の振興をやるなど言っているのではありません。その有明海漁業振興の事業は積極的に実施をし、有明海の再生を一日も早く実現しなければならないことは言うまでもありません。ただ、その事業は本来、農林水産省の予算で実施すべき事業であります。防衛省経由の予算で実施するならば、本来の農林水産省による有明海漁業振興事業予算が減らされてしまうおそれが出てくるのでは

ないかと思いますが、いかがでしょうか。いずれにしても、この基金創設は認められるものではなく、執行部の明確な答弁を求めます。

三番目の質問は、自然共生サイトの取組についてであります。

二〇二二年十二月に生物多様性条約第十五回締約国会議、COP15が開催をされ、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択をされました。日本は、この新枠組みを踏まえまして、二〇二三年三月に新たな生物多様性国家戦略を閣議決定し、二〇三〇年までにネイチャーポジティブ、これは自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることという意味であります。その実現に向けた目標の一つとしてサーティー・バイ・サーティー目標を位置づけております。このサーティー・バイ・サーティー目標とは、二〇三〇年までに陸と海の三〇%以上を健全な生態系として効果的に保全することです。

そのネイチャーポジティブの実現に向けた取組として環境省は、企業の森やビオトープ、里地里山など民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を、自然共生サイトとして認定する取組を令和五年度から開始いたしました。現在、令和六年度前半までに全国の二百五十三地域が認定をされております。

佐賀県では、令和五年度後半に唐津市相知町の「相知町横枕自然共生区域」が認定されており、申請者は特定非営利活動法人「唐津Farm & Food」であります。佐賀県では、森、川、海のつながりや管理の重要性などについて、県民の皆様の理解醸成を図るとともに、保全活動などの行動促進につなげるため、「森川海人もりかわいプロジェクト」に取り組んでおります。これまで、プロジェクトのPR活動や企業との森づくり協定の締結など様々取り組んでおります。たしか昨日も企業による植林

が報道されていたというふうにあります。また、例えば、県内には、貴重な棚田を後世に残すための保全活動を地域の住民の方々が担っている地域もあります。

このように、佐賀県には原生的な自然は残っていないものの、後世に残したい自然はたくさんあります。しかし、その自然が急速に劣化しつつあるのも確かであります。

そこで、お尋ねをいたします。

佐賀県として、県内での自然共生サイト認定の取組に対して、どのようにに関わり、どのように取組を支援していくのかお尋ねをいたします。

最後の質問になります。四番目の質問は、今後の少人数学級の取組についてであります。

教育をめぐりましては、多くの課題があり、教育委員会や教職員、教育関係者がその課題解決に向けて様々な努力を続けているのが現状であります。学校における働き方改革が進められており、教職員定数の改善や教員業務支援員等の配置拡充、部活動の見直しなどが取り組まれております。最近では、教職調整額の支給率の引き上げについて、文部科学省と財務省との間で議論が続いております。

私は、教員がゆとりを持って子供たちと向き合う教育現場にするためには、まずは少人数学級の取組を進めることにあると思っております。

国は、令和三年三月に義務標準法を改正し、順次小学校で三十五人学級を整備し、令和七年度までに小学校第六学年までの三十五人学級が完成することが決まっております。令和六年度の政府予算では、第五学年の学級編制の標準を三十五人に引き上げるために教員の増員が予算措置されました。佐賀県教育委員会では、この取組を一年前倒して実施して

おりまして、令和六年度県予算で第六学年の三十五人学級が実現できました。これで、佐賀県では小学校の三十五人学級が完成したことになります。

国は、中学校の三十五人学級の推進については、具体的な決定はしておりませんが、骨太の方針において若干触れられております。学校現場の教員からは、中学校でも三十五人学級を推進するよう求める声が上がっております。佐賀県では、中一ギャップを解消するため、平成二十一年度から中学校第一学年の実質的な三十五人学級を実現しています。

そのような中、令和七年度以降の佐賀県での取組がどうなるのかが問われていると思えます。私は、今年の二月議会で、中学校での三十五人学級の実現へと結びつけるべきだと質問しました。あるいは特別支援学級の学級編制の基準を八人から引き下げることにも指摘をしております。県の教育委員会は、様々な取組の効果を検証し、どのような取組が子供たちにとって、学校現場にとってベターなのかを模索していると思えます。

そこで、お尋ねをいたします。

令和七年度県予算の編成に取り組んでいる現在、中学校での三十五人学級の推進を含めまして、今後の少人数学級の取組をどのように推進していくのかお尋ねをいたします。

以上で一回目の質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ徳光清孝議員の御質問にお答えします。

「SAGA2024」が伝えた「佐賀らしさ」についてお答えします。今回の大会、佐賀県のすばらしさは、単に決められたことに従ってや

るのではなく、みんなで考え、みんなで決めて、みんなでやろうとした点だと思っています。こうしたところに様々なチャレンジが生まれる素地があると思っています。

例えて紹介させていただくと、式典パフォーマンスについてなんです、他県と違いまして割り当て方式ではなかったんです。手挙げ方式で、やりたい人々が老若男女思い思いに集まってきたチームです。そして、その振りつけは振りつけ師がパフォーマンスの意見を取り入れながら一緒に作り上げました。高校生アナウンサーによる選手インタビューの内容は、高校生が自分たちで考えて進行台本も彼らが自分たちでアレンジしてやりました。ということ、それぞれ自主的にやっているところが非常に良かったと思います。

これまでと違う全く新しい大会をつくろうと、特にスポーツの持つ本質的な価値を追求しました。自由、楽しさ、多様性など、スポーツの持つ力を皆が信じ、失敗を恐れずに挑戦したわけです。全ての人が主役と成って一人一人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」、それぞれのスタイルで参加いただいたことによりまして、様々なシーンで自然と笑顔が広がる温かくて佐賀らしい大会になったのではないかと思います。

このような大会となりましたのも、アスリート、競技団体、サガンティア、全二十市町、協賛企業の皆さんなど県民皆さんが楽しんで関わってくれる佐賀だからこそなしたものと感謝しています。皆さんにおめでとうと申し上げたいと思います。

そして、この評価ですが、全国の知事に対しては大会前からスポーツの意義、そして、我々のチャレンジについて様々な場面で語りかけてま

いりました。なかなか伝わりにくいというのが正直な感想なんですけれども、特に佐賀を含む直近四県とは、二月にオンラインでお互いのチャレンジを紹介し合った上で、実際に「SAGA2024」に来ていただいた際にも胸襟を開いて意見交換をさせていただきました。言うなれば、私と滋賀県知事と青森県知事、そして、前にやった鹿児島県知事です。大会に来た各県の知事からは、「実際に参加してみても佐賀のやろうとしていたことが分かった」、「関係するみんなが笑顔、楽しそうだった」との声が聞かれました。

図らずも国スポ三巡目議論がなされておりますが、それに先んじてチャレンジを続けてきた佐賀県の取組に対しては、「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」の小林座長など各委員をはじめ多くの関係者が今回の大会を視察されていきました。私も意見交換をさせていただきましたけれども、大変高い評価をいただいております。こうした佐賀県ならではの新しい大会に向けた挑戦が国スポ見直しの議論に大きな一石を投じることができています。

こうしたことで「SAGA2024」は、日本のスポーツシーンにおいてスポーツを多面的に捉える転換点となったと思います。これから滋賀県、青森県、そして、宮崎県と国スポ・全障スポは続いていくことになりませんが、例えば、早速、滋賀県がメダル授与に取り組む意向に転換されたりとか、式典の在り方などについて新たな取組についてそれぞれ検討されていると聞いております。

私は「SAGA2024」と同じ大会を国体のときみたいにまた繰り返す必要はないと考えます。それぞれの県で考えて様々な取組にチャレンジされることが大切だと思います。そして、そうしたバトンがつか

がって将来にわたって成長型の大会であり続けることを期待しております。

続きまして、「SAGA2024」と佐賀県の今後の発展について結びつけていくことについてのお尋ねがございました。

やはり「SAGA2024」はみんな考えて決めてつくり上げた大会ですので、このこと自体は佐賀県にとって大きな財産ですが、徳光議員のおっしゃるとおりです。これをいかに佐賀県政全体に生かしていくかということに我々は考えをめぐらせなければいけないと思います。

多くのSSPアスリートが華々しく活躍しました。様々なコーチ、競技団体、企業、医師会、高校、大学、それぞれ「する」、「観る」、「支える」、「稼ぐ」など、それぞれのスタイルで関わったので、これをこれからさらに広げていきたいと考えています。そして、今回SSP構想と一緒にやっていこうという人の絆は唯一無二のもので、この絆をより強くして、さらにこれから集まってくる新たな仲間と共にチームSSPとしてこの構想をさらに推進したいと思えます。

県議の皆さん方にも御紹介させていただいておりますけれども、「SAGAスポーツピラミッド構想推進条例」を今検討しております。様々な意見が出て、それが来年二月議会の提案に結びつけばよいということで議論を重ねております。

SSP構想は、人材育成、就職支援、スポーツビジネスの創出など、佐賀の未来につながる人づくり、そして教育、経済、文化など、様々な分野の成長につながるソフト政策が柱でございます。

そして、ハードのほうの考え方も他県と一線を画そうと考えました。

我が国では、例えば、国体など大規模大会の開催のためだけに体育館や

プールなどのハード整備をすることも多いわけですが、我々佐賀県は、大会は一つのきっかけであって、むしろその先でどう活用していくのかを考えて、SAGAアリーナ、九州クライミングベースSAGAなどを整備させていただきました。例えば、それが根づいているなどいふふうに考えさせられたのも、おととい、きのうとSAGAアリーナで佐賀ブルーナーズの長崎ヴェルカ戦があつたんですが、日曜日には七千九百人を超える人が集まりました。そして、きのうは月曜日、平日にもかかわらず、五千八百人を超える人たちが集まりました。そんなことは今までの佐賀県では考えられなかった。でも、やっぱり国スポで、見たり、支えたりするのもすばらしいということに気づいた皆さん方がお集まりいただいている面もあるのではないかと思います。

こうした様々な自分なりのスタイルでスポーツを楽しむ文化というものが佐賀で着実に生まれ、これがさらに経済的な効果、「稼ぐ」というところまで広がって、町全体、まちづくりそのものになっていけばいいと思っております。

SSP構想の下、さらに昇華させ、世界標準の新しいスポーツ文化の花を開かせ、日本に広めていきたいと思えます。SSP構想に対するスポーツ関係者からの期待も大きいものと認識しております。これからさらにこの佐賀の地から日本の新しいスポーツ政策、スポーツシーンを切り開き、世界に誇れる佐賀に結びつけていきたいと考えています。

続きまして、佐賀駐屯地へのオスプレイ配備につきまして、その安全性などについてお答えします。

まず、この予防着陸ですが、安全対策の一環として認識しています。

これは躊躇すべきものではないと思っております。警告灯が点灯したとき

に加え、パイロットが少しでもリスクを感じたときには取り得る対策の一つですから、躊躇せずにもリスクがあつたら着陸をするということを含んで共有理解をしなければいけないと思います。

ただ、徳光議員からお話がありましたように、最近、オスプレイの予防着陸が多いのではないかと感じております。

与那国駐屯地の事故については、これまでの米軍オスプレイとは違い、来年から佐賀空港を使用することとなります。陸自オスプレイの初めての事故でありましたので、注視が必要と認識しました。

事故発生の当日、直ちに防衛省に對しまして原因の救命と安全対策について速やかな情報提供を要請いたしました。そして、十一月十三日に中谷防衛大臣と面会した際にも、原因究明と安全対策について丁寧な対応を改めて求めたわけです。中谷大臣からは、「飛行の安全は大前提、再発防止を徹底する」旨の返答がありました。

そして、その翌日十四日に事故の概要や原因、再発防止策などについて防衛省から県へ説明がありました。防衛省から県に對して説明のありました事故の原因や再発防止策などにつきましては、政策部長から答弁させます。

何事も絶対に安全ということではなく、何か起きたときには一つ一つ丁寧に対応することが大切です。今後も防衛省に對して安全性について常に追求し、説明責任を果たすように求めていきます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ私からは、オスプレイの安全性と基金についての二点お答え申し上げます。

まず、陸自オスプレイの事故に関する点で、防衛省からの事故原因、再発防止などの説明についてでございます。

防衛省が調査結果を公表いたしました十一月十四日に江原九州防衛局長をはじめ、木更津駐屯地に所在します陸自オスプレイが所属する第一ヘリコプター団の廣瀬団長などから、私が対面で説明を受けました。

主に三点、事故概要、事故原因、再発防止策について説明がございました。

まず、事故概要についてでございます。

陸自オスプレイが、日米共同統合演習の中で離陸のために上昇を開始した際、高度低下が発生をし、離陸を中止して周辺の平地に接地したということでした。その後、再度機体上昇し、左右交互の揺れが発生したことで左ナセル、これはエンジンやギアボックスなどが収納された部分でございますけれども、この部分が地面に接触をし、機体の一部が損壊したという説明がございました。

次に、事故原因でございますけれども、物的要因及び外的要因は事故に関連がなく、人的要因に起因するものであるとの説明がございました。具体的には、離陸時に一時的にエンジンの出力を上げるためのスイッチ、インテリム・パワー・スイッチでございますけど、このスイッチの入れ忘れ、またパイロットの操作ミスによって左右に揺れる不安定な状態が発生したこと、こうしたことが事故の原因であるとのことでございます。

再発防止策につきましては、エンジン出力関連の機能を作動させるスイッチの押し忘れを防止するためのマーキングの実施、また、機長及び副操縦士によるホバリング移行前の操作手順の読み合わせに係る教育及び訓練の実施、こうしたことを徹底し、陸自オスプレイの飛行を再開するというところでございました。

防衛省からの説明を受け、私のほうからは、隊員への教育や訓練などについては、今回限りの措置ではなく、反復、継続して取り組んでいくこと、また今後とも安全性について常に追求し、説明責任を果たしていくこと、こうしたことなどを申し上げたところでございます。

続きまして、基金の創設についてでございます。

佐賀空港の自衛隊使用要請以前から、有明海漁協の皆様は国に対して諫早湾干拓問題であったり、筑後大堰などでの対応をめぐり、不信任感を強く持たれておられました。そうした中、平成二十九年七月には県議会において、「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」がなされました。これは「国及び県に対し、安全対策や補償措置、有明海再生や水産振興のための必要な施策を講じるとともに、信頼関係の構築に向けた環境整備を進めるよう、強く要請する。」という内容のものでございました。しかし、その当時は県と漁協との間で結んでおります公害防止協定覚書付属資料の変更については、漁協の了解が得られていない状況でございました。このような中、有明海の振興対策を防衛省とつくり上げることに信頼をつなぐ一つの方策になるのではないかとというふうに考えました。

ただ、防衛省と交渉する中で難しかったのが、有明海の再生を図るためには、防衛省の事業予算ではスキームがなかなかつくりづらいということでもございました。

そこで、有明海漁業の振興のための基金を県が創設し、その財源として年五億円を二十年間、合計百億円を防衛省が着陸料として支払うという形で合意をしたところです。こうした背景があり、佐賀空港においては、防衛省が県へ着陸料を支払う形となったところでございます。

この着陸料は、防衛省が直接水産事業に取り組むことができない中、基金という形で実現した有明海漁業の振興のためのものでございます。

また、議員のほうからは農林水産省の予算についてもお話がございました。先月二十五日には、知事と市町首長らと財務省、農林水産省に対して令和七年度の有明海漁業の振興について予算要望の実施も行ったところでございます。当然基金による有明海漁業の振興が行われるからといって、これまでの農林水産省の事業予算が振り替わるものではないというふうに認識しております。

私からは以上です。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、自然共生サイト認定の取組についてお答え申し上げます。

自然共生サイト認定制度は、環境省が令和五年度から開始した制度であり、民間の取組などにより生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定するものでございます。

認定されたサイトは、国際的なデータベースにも登録され、世界的にも認知されるところでございます。

この制度創設の背景には、我が国の森林、里地里山などの生物が豊かに生育するような環境が過去五十年にわたり損失し続けており、将来にわたって生物多様性の恵みを受受するためには、この損失を止め反転させる、いわゆるネイチャーポジティブが必要な状況という認識がございました。

佐賀県は、玄界灘、有明海という豊かな自然に満ちた、性質の異なる二つの海に面しており、中でも東よか干潟及び肥前鹿島干潟はラムサール条約湿地に登録され、国際的にも重要な地域とされております。

また、内陸部では脊振山系、天山山系などから成る緑豊かな山間地域と、米や野菜など豊富な農作物を生み出す肥沃な佐賀平野が広がる中に、河川やクリークが縦横に水を巡らすなど、多彩な自然を織りなしており、私たちはその恵みの中で伝統や文化を育んできたところでございます。

このような豊かな佐賀の環境は、森、川、海の自然のつながりもたらす恵みであり、「森・川・海はひとつ」という思いを人がつなぐ「森川海人もりかわかいとプロジェクト」に取り組んでいるところでございます。

現在、県内百五十もの企業、団体がその思いに賛同され、「チーム森川海人もりかわかいと」として様々な活動を行っていただいております。中でも、「森川海人もりかわかいとつ森づくり協定」を締結しました、山を大切に思う九つの企業、団体には、主にレイクサイド北山において、植林や下刈りなどの森林づくりをはじめ、子供たちへの生物のレクチャーなど、いろんな活動を積極的に行っていただいております。昨日も企業が活動されたことを議員から御紹介いただきました。

また、白砂青松で名高い虹の松原では、景観の保全、再生のため、CSOや地域の中高中生、そして、ボランティアの方々为主体となり、松葉かきや、一斉清掃活動が実施されております。私も何度となく参加をさせていただいております。

それから、先ほど議員から紹介のありました、自然共生サイトとして認定された相知の横枕地区では、唐津南高校の生徒たちと地域住民による日本蜜蜂の養蜂活動を行ったり、佐賀大学とともに生物多様性調査を実施し、希少種であるブチサンショウウオを発見するなど、先駆的な活動をなされております。

こうした自然環境を守り育てる様々な活動や取組への思いは、ネイ

チャーポジティブの実現に向けた国の取組とも合致するところであり、県としても、この自然共生サイト認定制度を含め、現在行われている様々な取組をホームページやSNS等で周知するなどの取組を行ってきたいと思っております。

佐賀の豊かな自然環境を保全し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることができるようにするために、関係団体や市町、そして、それぞれの地域の方々とも一緒になって、何をすべきか、何ができるのかを考え、今後もできることから取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、少人数数学級の取組について答弁申し上げます。

小学校における三十五人以下の少人数数学級につきましては、議員から御紹介がありましたとおり、国が段階的に進めているところを佐賀県では国より一年先行する形で、今年度、小学校全学年における三十五人学級が実現しております。

また、中学校一年生では、中一ギャップの解消を図るため、三十五人を超える学級については県独自の予算により、少人数学級、またはチームティーチング・少人数指導の選択制を導入して取り組んでおります。

少人数学級は、個に応じた学習指導をはじめ、子供たち一人一人の成長をサポートするきめ細かな指導体制に資するものと考えております。

これまでの取組の効果としては、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じたきめ細かな学習指導が行いやすくなり、子供にとっても授業内容の理解が高まっている、教員が児童生徒一人一人と接する時間が多くなり、心身の変化に気づきやすくなることで、児童生徒の抱える様々な

困り感の早期発見や、その後の解決につながっているなどが挙げられます。

こうした少人数数学級の実現や、議員から言及のありました特別支援学級の学級編制標準の引き下げなどにつきましては、義務教育制度の根幹に関わるものとして、国の責任において実施されるべきものであり、これまで国に対し政策提案を行ってきております。現在、文部科学省が小学校における少人数数学級の効果を検証しているところであり、今後、その検証結果を基に議論がなされていくものと考えております。

県教育委員会におきましては、これまでもきめ細かな支援ができる教育環境づくりに努めておりまして、少し細かい話で恐縮でございますが、学校に配置できる教職員の定数につきましては、学級数に応じて配置される法で定められた基礎定数のほかに、教育上の特別の配慮などの目的で予算措置される加配定数があります。具体的には、複数の教員で指導を行うなど指導方法の工夫改善、不登校やいじめなどに対応する児童生徒支援、特別支援教育などに対する加配がありまして、こうした加配を積極的に活用しているところです。様々な課題、児童生徒が抱える様々な困り感に寄り添って、解決につなげてまいりたいと考えています。

引き続き、国における少人数数学級の議論を注視するとともに、子供たちにきめ細かな指導が行える教育環境づくりに努め、子供たちが自ら考え、自信を持って学びに向かうことができるよう、今後とも取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎徳光清孝君 登壇 何点か再質問を行います。

オスプレイの安全性について、知事に一問、それから基金について何

点かお尋ねをいたします。それから、自然共生サイトについて一つお尋ねをしたいと思えます。

教育については、今いろいろ考えていらっしゃる、それから、当然、来年度当初予算というのは来年度の二月議会で提案されますので、具体的なことはなかなか言えないというふうに思いますが、せっかく積み上げてきた貴重な予算だと思います。様々な工夫をされているというのも、私も十分承知をしていますので、ぜひ現場の声もよく聞いていただいて、よりよい方向に予算が使えるように、来年度予算にしっかりと示していただきたいと思います。

まず、オスプレイの安全性なんですが、もう今現在、自衛隊機の使用要請については、県は受諾をし、建設が決まって建設中、来年度の七月にはオスプレイが配備をされるという段階にきています。私は今でもオスプレイを配備すべきではないという立場ですが、その立場を踏まえた上でも、これまで県は漁協の皆さんに覚書資料の改定について協議をしてきましたし、オスプレイの安全性についてもかなり対応してきたと思えますし、今は駐屯地の建設についていろいろ対応されているというふうに思えます。

ただ、来年七月に、もう十七機のオスプレイが佐賀駐屯地、仮称ですが、ここに配備をされるということになっていきますので、むしろこれから先が、より今まで以上にオスプレイの安全性について対応できる部署というか、対応できる体制を私はつくるべきではないかなというふうに思うんですね。

これまでも、事故の結果とかいうのは米軍から報告があつて、防衛省から報告があつて、県がそれを受けて、それから県民に、私たちにとい

う感じで様々な段階を踏んでいます。例えば、一年前のオスプレイ墜落事故でも、米軍は、ギアボックスに破壊的な故障があったということ、予防措置でなかなか着陸をしなかったという二つのことを言っているんですが、防衛省は後者の操縦ミスをかなり強調していたように思うんですね。私はそうではないというふうに思うんです。

だから、もう配備されるという現状になっていますので、オスプレイの安全性について、もっと県としても対応できるような体制を、来年度以降、私はつくるべきではないかなと思うんですね。例えば、専門家の人に誰かいろいろ情報を聞いてみるとか、いろんなことができると思いますので、次の段階としてそれをやるべきではないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

基金について、これは平成三十年のときに、委員会の中でも随分やり取り、質問をいたしました。一つお尋ねなんです、今回、着陸料が一般財源として入ってくるんですが、これを全額基金に積み上げるという方式なんです、ほかにこのような方式で積み上げた基金があるのかどうか。一般財源のうちのある財源を全て特定の目的のために基金に積み上げているという基金がほかにあるのかどうか、これについて政策部長に以下お尋ねをいたします。

それから、漁業者の不信感がこれで払拭できたのかどうかということなんです。私は当初聞いたのは、これまで諫早湾干拓、佐賀空港の建設に伴う埋め立て、筑後川大堰の建設、全て国を信じて、あるいは県を信じて公共事業に協力してきたけれども、有明海がなかなか再生できていない、こういう現状になっている。だから、国の公共事業に対する不信感が強いというふうには受け取っていません。その不信感を払拭

しなければ覚書資料の改定には応じられないということで、その説得材料的な意味合いかなと私は思うんですが、この基金というのが降って湧いたように出てきたように思います。このことで本当に漁業者の公共事業に対する不信感が払拭できたというふうに考えているのかどうか、この点についてお尋ねをします。

それから、この基金による事業によって、農林水産省の予算に振り替わるものではないというふうに、それはあってはならないというふうには政策部長答弁いただきましたが、ただ、それはどこで検証するのかわかりません。毎年度、何億円が、有明海再生事業に農林水産省から決まった額が予算に計上されて実施されているわけではありませんで、減ったのか増えたのかとどこで検証するのかということがあると思うんですね。だから、その点について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。それから、やっぱり県民の間からも、そんなやり方をしていいのかという声が聞かれます。二月議会で条例を提案して、基金を創設するということなんです、こういったことが、果たして県民の方の理解が得られるというふうに思っているのかどうか、その点についてもお尋ねをします。

着陸料、年間五億円です。平成三十年に聞いたときは、仮にオスプレイ十七機、それからヘリコプターを含めて七十機が着陸しても、年間の着陸料は五千万円ぐらいかなというような話を執行部から聞いたことがありますので、その十倍が入ってくる。それが全額そのまま漁業振興等の基金に使われるという、このことが本当に県民の理解が得られていくのかどうかということを改めてお尋ねしたいと思います。

いずれにしても、条例の提案は二月ということですので、二月でもま

た改めていろんなところで議論があるのではないかなというふうに思っています。

最後になります。自然共生サイト、確かに県は「森川海人もりかわかいとプロジェクト」を推進していきまして、これは大変自然共生サイトの認定と似通った部分があるというふうに思っています。

先ほど部長からありましたとおり、そのプロジェクトには百五十の企業や団体が登録をしてもらっているということになっています。いろんなことをやっているということなので、ぜひそういった方々を集めていただいて、一応環境省がこんな自然共生サイトの認定という取組をやっていますよと、これをするよと、世界的にも情報発信できますよというよなことも含めて、自然共生サイトの申請はどうですかといったような会議といえますか、協議といえますか、そういうのもぜひやっていただければというふうに思いますので、その点についてお尋ねをして私の質問を終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ徳光議員の再質問にお答えします。

オスプレイの安全性などに対して、県の対応の局面も変わっていくのではないのかということでございます。

確かに来年七月をめどにオスプレイの配備が始まる予定でございます。確かに、局面は大きく変わってくるかと思えます。県としても配備されることに伴ってやるべきこと、それは組織も含めて改めて精査しておりますので、そうしたことについて、またいずれ報告させていただきたいと思えます。

◎平尾政策部長 登壇Ⅱ基金について四点ほどお答え申し上げます。

まず、県の積み立てる基金の中で、特定の目的のために積み上げた基

金がほかにあるのかということでのお問い合わせがございましたけれども、それについては文化振興基金であったり、SSPに関する基金、こういったものは特定の目的のために積み上げた基金ということでございます。「それは一般財源の総額の中からやっているんでしょう。だから、一般財源の収入の科目をそのまま全額ある基金に積み立てるという基金があるんですか」ということです」と徳光清孝君呼ぶ

◎議長（大場芳博君） ちよつと答弁を聞いてから。

◎平尾政策部長（続）Ⅱ答弁を続けます。

基金を積み立てることによって漁業者の不安を払拭できたのかというようなお問い合わせでございました。

漁業者のほうと、今もいろいろ様々な意見交換をする中においては、一つの例としては、やはり防衛省からの佐賀空港駐屯地からの排水、佐賀空港からの排水といった点での海水混合施設、こういったところの要求がございましたりとかあっておりますので、こういったことから基金だけをもって漁業者の不安が払拭できたというふうには考えておりません。

今後、駐屯地が配備された後も安全協議会なるものもつくり上げて、そういった中で様々な意見を聞きながら対応していくことになるかというふうに思います。

農林水産省の予算、振り替わったのか、どうやって検証するのかといったことでもございましたけれども、この農水省の予算につきましては、毎年度、必要な額を県としては要求もしております。有明海再生に向け、漁業者の意見を聞きながら、しっかりと漁業者に寄り添いながら予算要求、また事業実施、こういったことを対応していきたいというふうに思っています。

おります。

また、基金について、県民の中から理解が得られるかというようなこととございますけれども、やはり有明海の再生、この思いというものは県としても非常に大きい思い、願いであるというふうに思っております。そのために、今回、基金を有明海漁業振興のために積み上げるということについては、県民の方からも一定の理解は得られるものというふうに考えております。

以上でございます。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ私からは、徳光議員の再質問に関しまして、そのうち基金に関する部分について補足をさせていただきます。

今の御質問の趣旨という部分を、ある特定の財源をある基金に積み立てるという御趣旨というふうに捉えましたらば、例えば、一つ分かりやすい例としては、森林環境税、これは平成二十年度に制定をいたしました条例に基づく基金でありますとか、森林環境譲与税、これは令和元年につくりました基金でございますけれども、そういったもので特定の目的のための基金に特定の財源を丸ごと充当すると、基金に積み立てるという基金は存在を幾つかしておるのが実態でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、自然共生サイトについての再質問にお答えいたします。

自然共生サイトの認定制度、これにつきましては、その内容がどういったものか、こういったことを県民の皆様、それから企業の皆様にも発信、紹介しながら、その上で「森川海人^{もりかわかいと}プロジェクト」、これを制度の認定基準とも照らしながら、関係者でいろいろ話を検討してい

きたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎徳光清孝君（拍手）登壇Ⅱ時間がありますので、再々質問いたします。基金のことなんですが、今回は一般財源の中でも着陸料、歳入歳出予算で計上することだったので、当然、一般財源だと思っております。それをそのまま基金に積み上げるということですよ。例えば、先ほど言った環境税というか、そっちの問題は、もともと環境の改善とか、森林とか、いろんなのに使うべき目的もある程度はつきりしていると思うんです。だから、それをそういう基金に積み上げて使うというのは理解できるんですが、着陸料をそのまま漁業振興に使う基金に全額積み上げるといったような性格の基金というのはほかにあるのでしょうかという質問なんで、よろしくお願いします。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ徳光議員からの再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいまの御質問でございますけれども、ある一般財源でありますとか、税でありますとかというところで、今回の例でいくと着陸料という収入をもって、これは確かに目的ということであれば一般化されるのかもしれない。

ただ、あくまでも今回はそういう目的の基金のために積み立てるということとございますけれども、例えばですけども、新幹線でいきますと、今、貸付料というのが、また、一般的な話といたしますと、固定資産税に代わる貸付料ですね、こういったものを何か特定の目的のために、建設のために返済に充てるとか、そういった部分というのは全国的なレベルでいきますと様々考えられるということがスキームとしてござい

ますけれども、世の中的には一般的に存在するということが言えようかと思えますし、今回の例に当たっても、特にイレギュラーな例であるとか、そういったことは決して申し上げられないのかなというふうに思っております。（頁で発言訂正）

以上でございます。（「貸付料は県の収入じゃないでしょう」と徳光清孝君呼ぶ）（発言する者あり）

◎議長（大場芳博君） 暫時休憩します。

午前十一時五十五分 休憩

○ 開 議

◎副議長（西久保弘克君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎中本正一君（拍手）登壇。皆さんこんにちは。公明党の中本正一でございます。

今回、県政が抱える課題につきまして、大きく四項目について質問をさせていただきます。執行部の皆様には明快かつ前向きな答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、「SAGA2024」のレガシーを継承するパラスポーツの振興について質問をいたします。

若楠国体以来四十八年ぶりの県内開催となった「SAGA2024」国スポ・全障スポは、「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」との大会メッセージの下、アスリートたちが大きく躍動し、県内各地で熱戦が繰り広げられました。

知事が演告で述べられたように、本大会は国体から国スポへと変わり、様々なことにチャレンジした新しい大会となるとともに、佐賀県らしい温かい大会になったものと私も大変誇らしく感じるところであります。選手や競技関係者はもちろん、支えていただいたサガンティアの皆様や、宿泊、輸送、食事の提供に関わっていたいただいた皆様、そして、県、市町の関係者の皆様をはじめ全ての皆様に深く感謝を申し上げます。

私は、昨年十一月定例会一般質問で、鹿児島県で開催された全国障害者スポーツ大会での視察を踏まえ、「SAGA2024」全障スポを見据えた宿泊、輸送、競技施設におけるバリアフリーや障害者のおもてな

しとしての心のバリアフリーについて質問をさせていただいたことから、特に本大会、全障スポに関心を持って見守らせていただきました。また、今年一月には障害者アスリートの支援や子供たちへのパラスポーツの体験事業に取り組む認定NPO法人「パラキャン」の事務局長に来県いただき、全障スポにおける選手の受け入れ環境の整備について、県の関係各課の担当者の皆さんと意見交換の場もつくらせていただいたところでもあります。

「SAGA2024」全障スポでは、佐賀県勢として個人七競技、団体七競技十二種目の全てに選手二百八十名が出場し、金四十七個、銀四十個、銅四十六個の総計百三十三個という過去最大のメダルを獲得するなど、大きな成果を上げることができました。

私の友人も全障スポの水泳競技に参加し、二個の金メダルを獲得、昨年の鹿児島大会では銀メダルに終わった悔しさを晴らすため、地元大会ではその雪辱を果たしたいとの思いで練習に打ち込んできただけに、喜びと感動でいっぱい笑顔とメダルを見せてくれました。

一方で、全障スポで盛り上がったパラスポーツの機運を今後どのように継承していくかといった課題もあるものと考えます。特に団体競技は、急ごしらえにチームが結成され、準備を進めてきたことから、チームが一旦解散するようなことになった場合に、その後練習が再開できるのか、運営が継続できるのか懸念してきただけであります。今議会には「SP育成・SAGA2024運営基金」への積立金が上程されており、中高生の育成を担う指導者の確保やパラスポーツの振興のため、五億円を確保することが示されており、大変期待をしております。そこで、次の二点について伺いいたします。

まず、知事のパラスポーツへの思いについてお伺いいたします。

パラスポーツのパラは、並行するという意味で、もう一つのスポーツを表し、身体機能や知的、発育などに障害がある人が行うスポーツ、広く障害者スポーツを表しています。そして、パラスポーツには、パラリンピック競技から障害のあるなしにかかわらず、誰もが楽しめるレクリエーションスポーツまで裾野が広いのがその特徴とも言えます。

さきに紹介させていただいた認定NPO法人「パラキャン」の事務局長は、日本でパラスポーツを当たり前にするとの理念の下、障害者ができないことを周囲が、社会が補って、一緒に暮らせる社会をつくってきたい、そうした社会は妊婦や高齢者にとっても暮らしやすい社会になると述べられ、佐賀県がパラスポーツ選手にとつて憧れの地となるよう頑張っていたきたいとのエールもいただいたところでもあります。このことは、本県が取り組む佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」と軌を一にするものであり、パラスポーツは本県が進める施策との親和性が高いものと感じるところでもあります。

そこで、山口知事は、パラスポーツについてどのような思いを持たれているのかお伺いいたします。

次に、パラスポーツの振興に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

県では、「SAGA2024」全障スポに向けて、組織体制の整備充実や大会競技の普及、選手の発掘、育成、指導体制の確立、パラスポーツ普及のための環境整備など幅広く取り組まれてきたものと承知をいたしております。

その結果、全障スポに参加した団体競技のチームは七競技十二種目に

わたっています。せっかく立ち上げることができたチームを存続させるためには、練習施設や活動費の確保、指導者やサポーターの確保、育成といった課題があり、継続を望むパラアスリートの皆さんは不安を抱えているとも伺っています。

パラスポーツの振興に向けては、「SSP育成・SAGA2024運営基金」の活用とともに、「SAGA2024」を大きな飛躍点としてSSPをさらに推進するための条例を新たに制定していく考えが本定例会に報告されています。その中で、パラスポーツの振興についても、「する」、「育てる」、「観る」、「支える」、「稼ぐ」の各分野における肉づけが今後進められていくよう期待をしております。

そこで、「SAGA2024」のレガシーを継承するパラスポーツの振興に向け、県はどのように取り組んでいく考えか、SAGA2024・SSP推進局長にお伺いいたします。

次に大きな項目の二つ目として、RSウイルス感染症の予防について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が五類へ移行して一年半が経過し、コロナ禍に流行が抑えられていたA群溶血性レンサ球菌咽頭炎や、夏風邪の代表でもあるアデノウイルスによる咽頭結膜熱、RSウイルスなどの感染症が流行し、感染規模も例年より大きくなっていることが報告をされています。いずれも子供に多い感染症であります。過去十年と比較しても二倍から三倍程度の感染者数が報告されており、その原因として感染症の専門家は、五類移行後の感染対策の変化や、コロナ禍で感染せずに免疫を得られなかったことの影響を指摘されています。

こうした感染症がこれまでの流行の季節とは違う季節外れの流行を起

こしていることもあり、改めて従来からある感染症に対してもしつかり対策をしていく必要があるものと考えます。中でもRSウイルス感染症は、RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症であり、一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られてきたところでもあります。

日本小児科学会の資料によると、RSウイルスは日本をはじめ世界中に広く分布しており、生後一歳までに50%以上が、二歳までにほぼ100%がこのRSウイルスに感染すると言われており、乳幼児における肺炎の約50%、細気管支炎の50から90%がRSウイルス感染症によるものとされています。

症状は発熱やせき、鼻汁などの軽い症状から肺炎に至るまで様々ですが、特に生後六カ月未満で感染すると重症化することや、合併症として無呼吸、急性脳症があり、また後遺症として気管支ぜんそくのリスクが指摘をされています。

日本では毎年約十二万人から十四万人の二歳未満の乳幼児がRSウイルス感染症と診断され、その約四分の一に当たる約三万人が入院を必要と推定をされています。

また、RSウイルス感染症による乳児の入院は、基礎疾患を持たない場合も多く、また月齢別の入院発生数は生後一、二カ月時点でピークとなるため、生後できるだけ早期から予防策が必要とされてきました。

一方、RSウイルスは乳幼児期だけでなく、生涯を通じて再感染を繰り返すことから、成人になっても注意が必要と言われています。健康な成人の場合は、感染しても多くは発熱やせきなど風邪のような症状で自然軽快しますが、高齢者や、ぜんそく、心疾患などの慢性基礎疾患があ

る人、また免疫機能が低下している人がRSウイルスに感染した場合は肺炎を引き起こすなど重症化するリスクがあり、六十歳以上の成人の場合、毎年約七十万人がRSウイルスに感染し、そのうち約六万三千人が入院し、約四千五百人が死亡していると推定されているところでもあります。

そこで、次の二点について伺いいたします。
まず、RSウイルス感染症に対する注意喚起についてであります。

RSウイルス感染症の感染経路は、接触感染と飛沫感染で、発症の中心はゼロ歳児と一歳児となります。また、RSウイルスに感染した場合、有効な治療薬はなく、酸素投与や点滴といった対症療法しかないのが現状であり、そのためインフルエンザ以上に予防が必要と言われています。また、乳幼児のみならず、高齢者等が重症化するリスクを抱える感染症であることから、RSウイルス感染症の症状や日常生活における予防方法、流行状況の周知を行うなど、感染予防に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、RSウイルス感染症への注意喚起についてどのように取り組んでいく考えか、伺いいたします。

次に、RSウイルスワクチンの周知について伺いいたします。
RSウイルスワクチンは、罹患率や疾病負荷の高さから、国による開発優先度の高いワクチンに指定され、承認が待ち望まれてきましたが、昨年九月に六十歳以上を対象とするワクチンが、そして本年一月に小児を対象とするワクチンがそれぞれ薬事承認を受け、任意接種が既に始まっています。

小児を対象とするワクチンについては、妊婦に接種することで母体で

つくられた抗体が胎盤を通じて胎児へ移り、生後半年頃まで母体からの抗体で守られる母子免疫の仕組みを生かし、赤ちゃんのRSウイルスによる肺炎や気管支炎の発症を予防する効果もあると伺っています。

予防策として期待の大きいワクチンであります。接種費用は任意接種ということもあり、二万円を超える高額な費用負担が発生するという課題もあり、RSウイルスワクチンの定期接種化に向けて、今年三月に国の厚生科学審議会において議論が始まったところであります。

そこで、まずはRSウイルス感染症は予防できる感染症としてワクチンの周知にも取り組んでいただきたいと考えますが、健康福祉部長の見解をお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、男性の更年期障害について質問いたします。

更年期障害については、昨年六月定例会の一般質問で下田議員から女性活躍といった観点から質問がなされ、本定例会には生理や更年期障害といった女性特有の健康課題に対する取組としてフェムケアを推進するための予算が上程されており、女性活躍に向けた環境づくりが進むことを大変歓迎するところであります。

一方で、更年期障害は女性だけじゃなく男性にも起こり得ます。近年、更年期症状による不調を経験される男性のお話を身近に聞くようになり、またメディアなどでも取り上げられるようになったことから、今回、男性の更年期障害への理解促進といった観点から質問をさせていただくといたしました。

男性の更年期障害は、主にテストステロンという男性ホルモンの低下により発症するとされており、テストステロンは二十代をピークに減少

しますので、三十代以降、どの年代で発症してもおかしくないと言われています。

また、テストステロンはバイタリティーの源となるホルモンで、筋肉や骨格をつくり、意欲を高めるなどの働きをしますが、過労や人間関係のストレスなどでもテストステロンの分泌量が低下するとされています。

男性の更年期障害の代表的な症状は、健康感の減少や不安、イライラ、不眠、集中力・記憶力の低下、興味や意欲の喪失、鬱症状といった心の面とともに、疲労感や筋力低下、筋肉痛、異常発汗、ほてり、頭痛、めまい、耳鳴り、頻尿といった体の症状が挙げられています。議場の中の皆様にも、こうした症状を経験した方がいらっしゃるのではないかと思います。

かつて、宮崎県知事を務めた東国原英夫さんも、知事就任直後の四十歳から異常な疲れや発汗、ほてり、集中力の低下などの症状で七年間、クリニックのカウンセリングを受け、後に更年期障害の診断を受けていた経験を公表されています。

また、私の元職場の先輩も、定年退職の直後から腰痛や不眠など体の異変に悩まされ、その後、鬱症状となり、一年近く入院を繰り返されていましたが、後に更年期障害によるものだったことが判明し、当時の私は、更年期障害は女性特有のものといった認識であったため、大変驚いた記憶があります。

二〇二二年七月に公表された厚生労働省の「更年期症状・障害に関する意識調査」では、男性にも更年期にまつわる不調があることを知っているという割合は、四十歳代以降の女性の場合で三〇から四九%に対し、同じ四十歳代以降の男性の場合、一〇から一六%となっており、

男性の更年期障害に対する理解は女性と比較して極めて低いことが分かります。

また、更年期の自覚症状がありながら、医療機関を受診していない割合は、四十歳代以降の男性の場合、八七%となっており、受診しない主な理由として、「医療機関へ行くほどのことではないと思うから」が最も多く、以下、「我慢できるから」、「仕事を休みづらいから」が続いています。

二〇二一年に実施されたNHKの調査では、四十歳代、五十歳代の更年期離職は推計で五十七万人、その経済的損失は六千三百億円に及ぶとされ、更年期離職による社会的損失の大きさが衝撃を与えました。

ちなみに、五十七万人のうち男性はその約二割に当たる十一万人となっっています。

こうした中、男性の更年期障害へ理解を深め、支援する動きが企業や自治体でも広がっています。

例えば、社員の九二%が男性というホンダでは、セミナーの開催や専門家による相談窓口、医療機関への受診案内に取り組みされており、SMB C日興証券では、性別にかかわらず、更年期障害を対象とした有給休暇制度を創設。

また、鳥取県では、更年期障害と見られる症状で業務が困難な職員に対し、年間五日まで特別休暇を取得できる制度を新設されています。

そこで、次の二点について伺いいたします。
まず、男性の更年期障害への理解促進についてであります。

男性更年期障害の専門家でもある順天堂大学大学院の堀江重郎教授によりますと、男性の更年期障害は、言いにくい、認めたくない、対処方

法が分からないという三つの課題が特徴と述べられており、本人の意識はもちろんであります。家族や職場をはじめ、社会全体で更年期障害を正しく理解し、共生できる環境づくりを進めていくことが必要と述べられています。

先ほど紹介した東国原元宮崎県知事も、当時を振り返って、更年期障害だと公になつたら、県民や職員に心配をかけると思つたし、どう思われるか不安で公表できなかった。今、更年期障害に悩んでいる人は、これは病気なんだということを周りに勇気を持って相談し、打ち明けてほしいと述べられています。

本県ではこれまで、女性の更年期障害に対して、企業への周知、啓発に努められ、保健福祉事務所などで相談対応も行われてきたところではありますが、一方、男性更年期障害への相談体制は手薄く、また、男性更年期障害に対する県民の皆様や企業の理解は十分とは言えず、これから社会全体で取り組んでいかなければならない問題と考えます。

そこで、男性の更年期障害に対する理解を深める取組についてどのように考えるか、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、県庁内における更年期障害への対応について伺いいたします。
先ほど鳥取県の取組を紹介いたしました。鳥取県では更年期症状による不調を抱える県職員の実態を把握するため職員アンケートを実施されており、その結果、全体では三五%、男女別では、男性三一%、女性四一%の職員が更年期症状があると答えており、想定以上に男性の割合が高いことが分かりました。

一方、更年期症状を理由とした休暇の取得は二〇%にとどまっており、休暇を取得するために何が必要かという問いに対しては、「職場・社会

の理解促進」、 「特別休暇制度の整備」、 「更年期症状に対する知識の周知、啓発」の順に多く、このことから、県独自の更年期障害休暇の新設に至ったとこのことでありました。

本県では、病気休暇制度があり、更年期症状による病気休暇の取得も可能とお聞きしております。もしかしたら、この制度を活用し、既に病気休暇を取られている方もおられるかもしれませんが、言いにくい、認めたくない、対処方法が分からないということで悩んでいる方もおられるかもしれません。実態がよく分からないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、更年期障害に関わる職員アンケートを実施し、実態を把握するとともに、男性を含めた更年期障害への理解促進のための周知啓発に取り組むなど、民間企業や市町の参考となるような取組を積極的に進めていくべきではないかと考えますが、総務部長の見解をお伺いいたします。

最後に、大きな項目の四つ目として、脱炭素化に向けた太陽光発電のさらなる活用について質問をいたします。

太陽光発電は、東日本大震災後、原子力発電や火力発電に代わる再生可能エネルギーの主力として期待が高まり、二〇一二年に固定価格買取制度——FITが導入されたことで、メガソーラーと呼ばれる発電所が全国各地に設置をされ、また、住宅の屋根用の太陽光パネルも急速に普及をしたところであります。

このため、国内の総発電量に占める太陽光の比率は、二〇一〇年度には〇・三％にすぎなかったものが、二〇二二年度には九・二％に成長し、八・二％の石油火力や、七・六％の水力発電を上回る規模となっていま

す。

こうした中、国においては、二〇二一年四月、地球温暖化対策推進本部が開催され、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することとし、さらに、五〇％の高みに向けて挑戦を続けていくとの野心的な目標を掲げられました。

そして、現在、議論が進められている国の第七次エネルギー基本計画においても、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電は再生可能エネルギーの主要なエネルギー源に位置づけられていると伺っています。

一方、太陽光パネルは二十年から三十年で寿命を迎えるため、固定価格買取制度の導入以降に設置された大量の設備が二〇三〇年代半ば以降、その多くが耐用年数を迎えることになり、廃棄される太陽光パネルの排出量は、ピーク時には最大で年間五十万トン程度に膨らむと試算されています。

太陽光パネルには、ガラスやアルミニウムといった有用な資源が使われているものの、現行法では、リサイクルの義務はなく、大半が撤去された後に産業廃棄物として埋立処分されているのが現状と聞かれています。

また、パネルの種類によっては、鉛やセレン、カドミウムといった有害物質を含んでいる場合もあり、大量廃棄に伴う環境への悪影響も懸念をされているところであります。

このため、経済産業省と環境省は、太陽光発電パネルのリサイクルを義務化する方針を決定し、来年の通常国会での法案提出を目指し、有識者会議を立ち上げ、具体的なリサイクル方法や費用負担の在り方などの議論を開始したと伺っています。

国においては、脱炭素化を進めるため、太陽光などの再生可能エネルギーを主力電源として活用していく方針を掲げており、将来にわたって太陽光発電を利用していく上で、使用済み太陽光パネルのリサイクルの議論は避けて通れない問題となっています。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、県内の太陽光発電設備の導入状況についてであります。

固定価格買取制度では、買い取り期間は太陽光発電の出力によって異なり、事業者が設置することの多い出力十キロワット以上の場合には買い取り期間が二十年間となっていますが、住宅に設置されることが多い出力十キロワット未満の場合は、買い取り期間は十年間となっています。

本県では、中山間地の斜面や休耕地などに出力千キロワット以上のメガソーラーが設置されているのが見受けられ、また、太陽光を利用した発電設備のある住宅の割合が、直近の二〇二三年度で一〇・八四%と全国で最も高い割合となるなど、一般家庭でも太陽光パネルの設置が進んでいるところであります。

そこで、県内の太陽光発電設備の導入状況はどのようになっているのか、県民環境部長にお伺いいたします。

次に、太陽光発電の課題と今後の取組についてお伺いいたします。

昨年十一月に改定された佐賀県再生可能エネルギー利用等基本計画には、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組方針の一つとして、「太陽光発電及び風力発電の導入を将来的に更に拡大するため、発電量の不安定さを調整する仕組みの構築に取り組む。」と記載をされています。しかし、固定価格買取制度によって急速に導入が進み、太陽光発電は九州における電力送配電線への接続可能量が既に超過しており、出力

調整などの対応が必要といった課題が指摘をされています。

そこで、地域脱炭素の促進に向け、太陽光発電を将来的にさらに拡大するためには、どのような課題があり、今後どのように取り組んでいく考えか、産業労働部長にお伺いいたします。

次に、使用済み太陽光パネルのリサイクルについてお伺いいたします。太陽光パネルは二十年から三十年で寿命を迎えるため、あと十年もしないうちに多くの太陽光パネルが順次寿命となり、使用済みパネルの大量廃棄時代を迎えることとなります。

使用済み太陽光パネルをめぐっては、パネルの種類や形状が多岐にわたるため、処理方法に困難を来したり、処分を担う中間処理施設が十分でないなど課題が山積しており、今後の大量廃棄時代を見据えて、処理能力不足で不法投棄が横行しないよう、本県においても太陽光パネルのリサイクル体制の構築が求められています。

そこで、将来の大量廃棄時代を見据え、使用済み太陽光パネルのリサイクル体制の構築に向けてどのように取り組んでいく考えか、県民環境部長の見解をお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな答弁をお願いし、質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇 中本正一議員の御質問にお答えします。

「SAGA2024」のレガシーを承継するパラスポーツの振興について私の思いについてお答えします。

「SAGA2024」は、「SSP構想における「する」、「観る」、「支える」を体現した大会で、特に「観る」、「支える」の大切さは全障スポの意義に合致するものだと考えています。

今回の全障スポでは、自県開催によりまして九州ブロック予選がありませんので、個人競技、団体競技ともに選手の出場枠が大幅に広がりまして、他県開催のときよりも約十倍の選手団で出場が可能ということになりました。ということ、中本議員のおっしゃるとおり、急ごしらえが開始されることになるわけです。

我々はこの機会に全国という大きな舞台に挑戦してほしく、多くの方に参加を呼びかけましたが、当初は外出することにちゅうちよする方も多くて、なかなか人が集まらない状況でありました。

そういう中でも、友達に誘われたり、学校の先生や家族に勧められたり、全障スポに挑戦する選手たちの活躍する姿を見たりして、自分もやってみたいなど一歩踏み出してくれて参加の輪が徐々に広がり出しました。

非常に印象的だったのは、例えば、ろう学校の生徒たちを中心に立ち上げた聴覚障害のバレーボールチームがありますけれども、医療的ケアが必要だったり、これまでほとんどスポーツ活動に縁がなかったようなみんなが仲間と一緒にだっただけからこそバレーボール教室に参加したりしてくれました。最初は自信なさげに取り組んでいましたけれども、練習を重ねるにつれて、みんなと全障スポに出場したいという思いがどんどん強くなったようで、生き生きと楽しそうに、そして、少しでも強くなりたいと必死にバレーボールに打ち込む中で、どんどんアスリートの目になっていく姿が大変印象的でした。

全障スポでは、みんなが初めての全国大会でありまして、しかも、相手は各ブロックを勝ち上がってくる強豪との対戦でした。お互いに励まし、奮い立たせながら、最後はみんな一丸となって一点ずつを取りに行

こうと必死に挑む頼もしい姿がありました。試合は一回戦で負けましたけれども、とてもすがすがしい笑顔で指導者を囲みながら写真に写る姿が印象的でした。

このように、団体競技では七年前には県内に二種目しかチームがなかったんですが、今回は全十二種目で出場することができました。私はこうした生き生きとした選手たちの姿を見て、まずは一歩を踏み出す、参加する、仲間と一緒に大会を目指すというそのプロセスに大きな意味があると実感しました。

ぜひ今回の大会をきっかけとして、家に籠もっているような人も含めて、障害のある多くの人たちがスポーツに前向きに楽しそうに取り組んでくれたことが大きな成果でありました。みんな輝いていました。参加することに意味があつて、まずはやってみるといふ姿がパラスポーツの真髄だと思います。

「SAGA2024」に出た選手に、ぜひまだ続けてやろうと声をかけています。そして、もっともっと多くの人がパラスポーツの輪に加わってほしいと考えています。

スポーツの力で人生にとってかけがえのないものが生まれるのがパラスポーツです。これこそがSSP構想の目指す姿です。そして、忘れてはいけませんが、こうして選手たちがチャレンジし、輝くことができるのも、選手を介助する人や指導する人たち、そして、受け入れ環境を整えてくれる人たち、こうしたみんなの努力があつてのことです。これから先もこうした支える人たちと共に活動が続いていくことがとても大事であると認識しています。

そして、パラスポーツは、全障スポだけでなく、パラリンピックや

デフリンピックといった世界最高峰の大会を目指すこともできます。これからゴルフボールや車いすラグビーとか、バドミントンとか、実は全障スポにはない競技にもチャレンジして、世界で活躍する選手も出てきてほしいと期待しています。

これからも活動を続けていきたい人はもちろん、これを機にスポーツを始めたいと思っている人の気持ちに寄り添い、「SAGA2024」を大切な飛躍台としてSSP構想に基づいてパラスポーツ全体を大きく前に進めていきたいと考えております。

◎泉総務部長 登壇Ⅱ私からは、県庁内における男性職員を含めた更年期障害への対応についてお答えをいたします。

性別や年齢など個々のバックグラウンドにかかわらず、職員が自身の体と向き合い、健康に留意しながら働ける環境にあることは、ひいては一人一人の働きがいにもつながり、組織パフォーマンスを上げていく上でも重要です。

こうした考えの下、県ではこれまで更年期障害についてもそのテーマとして取り上げながら、職員の健康保持増進やセルフケアへの意識向上の狙いの下、職員に対する健康づくりセミナーを継続して開催してきたほか、保健師や公認心理師、医師等による相談体制の整備などにも取り組んでまいりました。

ただ、男性、女性を問わず、更年期障害のような加齢に伴う症状は個人差が大きく、また、一般的な病気とは異なり、自分ではそれが更年期障害であると分かりにくいこと、社会的な共通認識がまだ十分ではないことなどから、例えば、ふだんからの職員の間、あるいは家族との間での会話や議論に上る機会は少ないといった状況があり、その取組や実態

の把握はまだ途上にあると考えております。

今後、より一層、職員、組織双方のレベルから自身の健康に対するセルフケア意識の向上や更年期障害についての啓発を図っていきたくと考えており、まずは職員に対し、更年期障害を疑うべき症状、基準についてのチェックリストの提供や、更年期障害の相談・受診先などについても日常からの情報提供を行っていきたくと考えています。

また、管理職などを対象とした健康管理研修会を開催し、更年期障害そのものや、そうした症状を持つ職員との向き合い方などについても共通認識を深めてもらいたい、そのように考えています。

また、職員に対して県が行っている健康診断を通じた更年期障害の効果的な状況把握の手法などについても今後検討を進めていき、その取組をさらに前進をさせていきたいと考えております。

以上です。

◎諸岡県民環境部長 登壇Ⅱ私からは、脱炭素化に向けた太陽光発電のさらなる活用についてのうち、県内の太陽光発電設備の導入状況について、そして使用済み太陽光パネルのリサイクルについて、この二点についてお答えを申し上げます。

まず、県内の太陽光発電設備の導入状況についてでございますが、令和六年三月末現在の県内における太陽光発電設備の導入状況は、件数でいきますと、出力十キロワット未満、主に家庭用になります。この設備が三万九千五百八十四件、十キロワット以上の設備が九千三百三十九件、合計で四万八千七百二十三件となっております。また、その設備容量では、出力十キロワット未満の設備の合計が十九万七千六百五十八キロワット、十キロワット以上の設備が五十四万六千六百七十三キロワット、

合計で七十四万四千三百三十一キロワットとなっております。

次に、使用済み太陽光パネルのリサイクルについてお答え申し上げます。

議員のほうからは、二〇一二年度の頃から太陽光発電設備の導入が急速に進んだことや、今後、耐用年数を迎えるものが二〇三〇年代半ば頃から急速に増えること、また、太陽光パネルには重金属類も含まれるため、環境への影響も考慮すべきこと、こうした御指摘がございました。

国においては、そうした現状、課題を認識した上で、現在、有識者による検討会などにおいて、使用済み太陽光パネルの適切な廃棄やリサイクルに向けた様々な検討、取組が行われております。

国の検討会などにおいては、これまでに使用済みの設備の再資源化を推進し、最終処分量を削減すること。そのためにはリサイクル等を法令で義務化すること。廃棄やリサイクルに関するビジネスの芽を育て、これらとの連携強化を目指すこと。使用済み太陽光発電設備の放置を防ぐために、製造段階から廃棄、リサイクルが完了するまでのトレーサビリティを確保すること。リサイクル等の費用を確実に確保する仕組み、例えば、製造業者が第三者機関に支払うなど、こうしたことが必要なことといった内容が議論、検討されております。

国では、これまでに使用済み太陽光パネルの撤去から処分に至るまでの留意事項や事例を整理したガイドラインを策定したり、リサイクル設備の導入に関する補助を行うといった取組を行ってきたところでございますが、先ほど申し上げた検討会などにおける様々な議論も踏まえ、今後、さらなる法整備等を検討していると聞いております。

県内の状況について申し上げますと、現在、県内には使用済み太陽光

パネルをリサイクルできる施設が二施設あり、現状では十分対応できている状況でございます。一方で、今後の使用済み太陽光パネルの排出量の増加、そして国におけるリサイクルの法制化の動き、こうしたことも踏まえまして、今年度からは太陽光パネルのリサイクル施設を整備する際の補助内容を拡充したところでございます。

県では、今後も国の法制化などの動きや新しい技術開発などの社会情勢の変化も踏まえながら、可能な限り太陽光パネルを含む資源のリサイクルが進んでいくよう、ひいては太陽光発電が効果的に活用され、脱炭素化をさらに進めるための必要な支援対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎井上健康福祉部長 登壇 Ⅱ 私からは、大きく二点についてお答えをさせていただきます。

まず、RSウイルス感染症の関係についてです。

まず、RSウイルス感染症に対する注意喚起について御質問いただきました。

議員からは、症状、また感染状況、予防方法の周知に関する御質問をいただきました。

まず、感染状況に関しましては、RSウイルス感染症について、これは平成十五年に五類の感染症となっております。そうしたことから、感染症の一つとして、現在、公表を行っております。

県内の医療機関、二十三の小児科の医療機関から報告によりまして感染状況を把握しております。これを毎週公表を行っております。そうした中で、状況に応じまして、注目疾患として取り上げて公表を行っております。

それから、症状、また日頃の予防方法の周知について御質問いただきました。

RSウイルス感染症、これは主に接触感染と飛沫感染で広がることから、その予防方法は基本的な感染対策であります。小まめな手洗い、アルコールによる消毒、症状がある場合のマスクの着用等となります。こうした日頃の予防方法、またその症状につきましては、県の感染症のホームページや「X」、またインスタグラムなどのSNS等を活用しながら、県民の方々に分かりやすく公表を行っていきたくと考えております。

次に、RSウイルスワクチンの周知について御質問いただきました。議員から御紹介のとおり、RSウイルス感染症はワクチンで予防できる感染症とされており、昨年六月に六十歳以上の成人を対象としたワクチンが薬事承認されまして、今年一月に新生児や乳児の予防を目的に、妊婦を対象とした母子免疫ワクチンが薬事承認された新しいワクチンでございます。現在は任意接種の対象ということになります。

県といたしましては、他の任意接種のワクチンと同様に、国が公表している情報などを収集しまして、県の感染症のホームページやSNS等を活用しながら、県民の方々に正確な情報を分かりやすく提供していきたくと思っております。

また、医師会などの関係者とも情報共有を図っていきたくと考えております。まして、ワクチンの接種につきましては専門的、医学的なこととなるため、かかりつけの先生、かかりつけ医などに御相談をいただければというふうに考えております。

続きまして、男性の更年期障害についてですが、更年期障害への理解促進についてということで御質問いただきました。

更年期障害は、男女ともに疲労感、また発汗やほてり、いらいら、睡眠障害、鬱症状などがありますが、一人一人症状が異なり、個人差も大きいというところです。男女ともに中年期にホルモンバランスが変化することで起こりますが、女性の場合、閉経を境に急激に女性ホルモンが減少することで症状が現れやすいことから、更年期障害の可能性について認識がされやすいということになります。

一方、男性の更年期障害ですけれども、男性ホルモンが加齢やストレスにより低下することが原因となっておりますけれども、一般的には中年以降、加齢とともに穏やかに減少することとされております。症状が出る時期の個人差が大きく、男性の更年期障害についての理解が進んでいないこともあり、加齢によるものとして見過ごされている可能性というものはあると思っております。

この更年期障害につきましては、治療等によって症状が緩和できることも多いので、気になる症状が続けば医療機関を受診するなど、早めに対処することが大切だと考えております。

そのためには男女を問わず、更年期障害について、家族や職場をはじめとしまして、社会全体で正しく理解を深めていくことが何より重要かと思っております。

男性の更年期障害に関する取組はこれからということになりますけれども、まずは県のホームページで、男性更年期障害の特徴でありますとか症状などに関する情報発信を行うとともに、気になる症状が続けば医療機関を受診することを促すなど図っていきたくと思っております。

また、女性の健康課題への取組の中で、男性のこういった更年期障害について一緒に考え、また、その周知をあわせて行うことなどについて

も考えてみたいと思っております。

また、現在、企業の皆様に対しては出前健康講座なども行っております。そういった中で、そのテーマの一つとして取り上げる、そういったこともすぐにできるのかなというふうなことも考えておりますので、そういったことについても検討したいと思っております。

今後、先ほど申し上げた女性の健康課題の取組、そういった中でどう一緒にやっていくかということも含めまして、関係者の方々と意見交換を行いながら、こういった取組が効果的なのか、今後の取組について検討をしていきたい、そういうふうなふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、太陽光発電の課題と今後の取組について答弁いたします。

まず、太陽光発電は再生可能エネルギーの中でも最も導入が容易とされておりまして、脱炭素社会の実現に向けて、その重要性は今後ますます高まると予想されております。しかし、そのためには、太陽光発電の不安定な面など、解決すべき面もあります。

例えば、九州では太陽光発電の設備容量が系統電力の接続可能量を超過しており、このため、令和五年度には出力制御が百三十六回行われております。気象庁によりますと、九州の十年平均晴れ日数が、北部が百八十八日、南部が百九十八日ということで、そのうちの百三十六日、つまり晴れの日でも、その約七〇％で出力制御が行われていることとなります。

また、太陽光発電は時間帯や気象条件によって発電量が大きく変動するため、バックアップ電源を必要とします。現状では火力発電が必要不

可欠となっております。このため、単に太陽光発電の設備を増加させるだけでは、温室効果ガスの排出削減に大きな効果を生まないことが懸念されます。これらの課題に対処するためには、余剰電力の有効活用とか、火力発電に代わるバックアップ電源、二酸化炭素を排出しない燃料の開発などの取組が必要になってくると考えております。

こうした観点から、県では余剰電力を用いて水素を製造し、発電用燃料や自動車用燃料として活用する水素社会の実現に向けた検討を進めております。今年五月には、太陽光発電を含む再生可能エネルギー由来の余剰電力を活用して水素を製造し、輸送用トラックの燃料とする新たな事業モデルについて、国への政策提案も行いました。

県としては、引き続き太陽光発電の導入拡大に貢献するため、その課題解消に取り組んでいきます。

私からは以上です。

◎宮原 S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進局長 登壇Ⅱ私からは、「S A G A 2 0 2 4」のレガシーを継承するパラスポーツの振興に向けた今後の取組についてお答えいたします。

パラスポーツは、誰もが気軽に楽しめるものである一方、世界で活躍するなど、トップアスリートを目指して挑み続けることのできる裾野の広いスポーツでございます。今回、「S A G A 2 0 2 4」を機に、スポーツにチャレンジして初の大舞台に挑戦する人も多くいましたが、大会に出場したことで、さらに上を目指していきたいという人たちも増えていると実感したところでございます。

また、過去最大の選手を派遣するに当たり、強化練習会から大会期間中まで熱心に指導していただいた監督、コーチや、様々な障害のある選

手たちに寄り添いサポートしていただいたトレーナー、それから介助員の方など、選手団、スタッフもふだんより多く、約五倍ほどの方に参加をいただいております。そのほか、選手たちが困らないよう、細やかな配慮で支えていただいたサポートボランティア、サガンティアの方など多くの方が参加いただきました。県全体でパラアスリートを支える機運が生まれてきたと感じているところでございます。

やる気のある団体、チームの存続など、こうした流れを止めることなく、継続することが大事でございます。今後もSSP構想の下、パラスポーツの普及、まずやってみようという方の裾野の拡大、それから、全国、世界という高みを目指していく方の一層の競技力の向上、この両方の軸で進めていきたいと考えております。

本議会において、SSP構想推進条例の検討状況も報告させていただきました。パラスポーツについても幅広く御意見をいただきながら、その内容について検討していきたいと考えております。

パラスポーツの振興、普及には、多くの関係者の協力と中期的な視点の取組が必要です。今議会に提案している基金を活用しながら、パラスポーツの振興に今後もしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎下田 寛君（拍手）登壇 県民ネットワークの下田寛でございます。今回は四項目質問をさせていただきたいと思っております。

まずは今回の質問に当たりまして、様々な御協力、御相談をさせていただいた皆様方に心から感謝を申し上げて、早速質問に入らせていただきます。思います。

まずは、地方創生と国政選挙についてであります。

令和六年十月一日、石破総理大臣が就任しました。所信表明演説が行われた後、十月九日には衆議院が解散されました。その後行われた衆議院議員選挙の結果、自公による与党は過半数割れとなりました。これまでに安定多数を確保していた状況から一変し、野党の協力なしには法案一つ通らない状況にあります。現在、国民民主党と「百三万円の壁」をはじめ、政策協議を行い、補正予算などに協力するということで進んでおりますが、当初予算をはじめ、今後どのような合意形成が行われるのか、あるいは合意できずに再び解散となるのか、今後の状況を注視していく必要がありますし、今後も地域における政策形成にも何らかの影響があるだろうと感じております。

さて、石破政権の中で私が注目している一つが地方創生です。「地方創生2・0」と称し、政府に新しい地方経済・生活環境創生本部が創設され、十一月二十九日に行われた所信表明演説を一部抜粋すると、「地方創生は、日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして、多様性の時代の国民の多様な幸せを実現するための社会政策です。元気な地方から元気な日本をつくる試みは、多くの点となって息づいています。未だ全国的な広がりには欠けています。これを集めて面にして、やがては日本中の皆様に、『面白い』、『楽しい』という思いを広げていかなければなりません。（中略）「地方創生2・0」を起動し、我が国の社会や経済の起爆剤とするため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増します。」と言われております。地方はもとより、国を挙げて取り組まれ、ぜひとも地方創生を成功させてほしいと願っております。

一方で、先ほど触れました衆議院の小選挙区を見てみると、一票の格差を是正するため、今回、東京都の議席は前の選挙よりも五議席増えて

おりますが、その分、地方の議員は減少しております。先ほど申し上げましたが、地方創生は国を挙げて取り組むべき課題であり、国会議員も十分にその責任を果たすべき立場にあります。果たして地方創生を推進するのが東京都選出の国会議員なのかというところに国政選挙と地方創生の方向性にミスマッチが生じていると懸念をしております。また、そのことで地方創生が正しい方向に進まなくなるのではないかという疑問も感じております。

かつて知事は、二〇二二年にこの小選挙区の定数について問題提起をされたことがあります。安全保障の問題と関連させて、都道府県の食料自給率を考慮した一つの私案でした。衆議院の小選挙区を食料自給率で配分すると、東京は当時小選挙区三十あるのが一となり、現在、佐賀県は二ですが、これが五になるとのこと。食料自給率一％しかないエリアの代表者が国の形を決めるということについて言及され、さらには、この選挙制度が定められている憲法の在り方についても議論することが急務であると知事会でも常に申し上げているということでした。

私自身もこの点について、現状の制度には常に疑問を持っておりますが、現状の制度の中で国が強力に進めると言っている地方創生をこの佐賀県においては山口知事のリーダーシップで推進していかなければなりません。また、幕末・維新期の佐賀の偉人を踏まえると、世界を見据えた国づくりのための地方創生という視点で、山口知事は、これからさらに幕末・維新期の偉人の志を持って政策を推進されていかれるものと思っております。

そこで、地方創生を進める立場の知事に対して、これからの地方創生と国政選挙についてどう考えておられるのか、知事の所見をお伺いいた

します。

続きまして第二問目、サガン鳥栖の応援機運の醸成についてであります。

今議会の冒頭、知事からも発言がありましたとおり、サガン鳥栖は我々の宝であり、誇りです。子供たちには夢と希望を与え、町に元気を与え続けていただいております。

鳥栖市においては、現役選手や引退された選手たちが当たり前に生活しており、第一線の憧れのプロスポーツ選手が御近所さんとして同じ地域で生活しているというの大きな特徴だと思います。また、近所で一緒に遊んでいる子供のお父さんが夜の全国ニュースで活躍しているということも日常であって、これからのSAGAスポーツピラミッド構想が推進されていけば、このような状況が県内各地で起こって、地域が全国や世界と直結する、そんな未来を想像するだけでわくわくしてまいります。

そのような点でも、サガン鳥栖はこれからの佐賀のスポーツシーンを推進していくための原点であり、佐賀県にはなくてはならない存在です。しかし、御承知のとおり、サガン鳥栖は来期、J2へ降格することとなり、様々な環境の変化が予測されます。

そのような中、先月、十一月一日に山口知事から鳥栖市長へ「サガン鳥栖リバイバル戦略」と称して陳情活動があったという報道がありました。このお話の中では、クラブの「アイデンティティの再構築」、「スタジアムの価値向上」、「育成環境の充実」という三つの柱を提案されたとのことでした。

この話は、知事が市長に要望を行うというあまり過去には聞いたこと

がない斬新な形ではありませんでしたが、当然ですが、鳥栖市に何とかしてほしいという要望ではなくて、サガン鳥栖の本拠地である鳥栖市と佐賀県が一緒になってサガン鳥栖の応援機運を醸成して、J1復帰を目指して、いこうという趣旨であり、今議会開会日の知事の演告の中でも知事から、一年でJ1に復帰できるような応援していくという力強い発言がありました。

私もサガン鳥栖がJ2に在籍していた当時から、一般社団法人鳥栖青年会議所のメンバーとしてサガン鳥栖の応援機運を高めるため、様々な市民活動に関わらせていただきました。チーム立ち上げ当時の先輩方は、チームの誘致から試合のスコアボードの記録をつけることなども手弁当で行っており、まさに新たなプロサッカーチームを地域で支えていたと聞いております。

私が活動していた時代は、サガン鳥栖、鳥栖市と鳥栖青年会議所で応援協定を結んで、サガン鳥栖応援ポスターコンクール、鳥栖駅前の商店街を歩行者天国にして選手との綱引き大会などの交流イベントや、今では県内全体で使用されている小学一年生のランドセルカバーの制作など、鳥栖市民や民間事業者の方々と、今思い返してもわくわくするような様々な活動の企画運営に携わらせていただきました。

また、J1に昇格する直前の平成二十三年には、鳥栖市の事業であった「夢プラン21」で東日本の被災者と鳥栖市を元気にしたいという思いの下、中学生の夢が採択され、鳥栖では誰もが聞いたことがある「虹の橋の向こうへ」という曲が作曲され、ちょうど今の時期、鳥栖の冬の祭典であるハートライトフェスタの開会式で大いに盛り上がった雰囲気の中、この曲がお披露目されたことを鮮明に覚えています。

そして、翌年の平成二十四年に見事にJ1に昇格し、鳥栖駅とスタジアムをつなぐ虹の橋があふれる人だかりとなり、地域でサガン鳥栖を応援する機運が一気に高まり、現在に至っています。この鳥栖駅前の虹の橋の風景は、今ではサガン鳥栖の試合のときには町になじんだ当たり前の風景となっています。その後、サガン鳥栖は様々なドラマや感動を繰り広げ、鳥栖市民だけではなく、知事も言われているとおり、我々の宝であり、誇りとして、佐賀県民の生活の一部となっているかけがえのない存在であります。

サガン鳥栖は、十三年もの長きにわたり一度も降格することなく、J1の舞台上で活躍いただきました。また、過去の経緯を知らない若者世代にとっては、J1で戦い続けていたことが当たり前という世代もいるでしょう。そのようなことも含めると、今回のJ2降格を受けて、環境が様々な面で変わってくるのが予測されることから、今後、J1復帰に向けて応援機運を高める支援を鳥栖市と一体となって県としても行う必要があると考えています。

そこで、SSP構想の下、スポーツの振興にはとても積極的に取り組まれている佐賀県です。佐賀の宝であるサガン鳥栖に対しても応援していくと既に知事が発言をいただいています。県として、より具体的に、J1復帰に向けての支援にどのように取り組もうと考えているのかを、SAGA2024・SSP推進局長にお尋ねいたします。

続いて、三問目です。福祉人材の確保についてであります。

県内には、西九州大学短期大学、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学の三つの短期大学があり、介護福祉士や保育士といった福祉の専門人材を養成し、輩出しています。

全国的に短期大学の志願者が減少する中、九州龍谷短期大学が令和七年度からの募集停止を発表しました。以前の一般質問でも発言しましたが、これは大きな衝撃を受けました。地方の高等教育機関は、学校の自助努力だけでは志願者の確保に限界があり、連携、共存していく姿勢がないと大学の存在自体が厳しい状況に突き進むことになるのではないかと懸念をしております。

私は、県と高等教育機関との連携は、佐賀県の未来や地域の活性化において大変重要なことと捉えており、以前の県議会でも知事からも、「佐賀県の未来をつくっていく上で高等教育機関との連携は欠かせないものです。これまでの取組で、県内の大学や短期大学とは顔が見える関係ができてきております。率直に意見交換できる関係もつくれていると思います。これからも佐賀らしいやり方で連携を進め、他県にはない新しい連携のモデルをつくっていくたいと考えています。」と答弁をいただきました。このことは、これからの佐賀の未来にとって大変重要であり、ぜひとも高等教育機関の連携である「UC5+」も活用して、他県にはない新しい形を推進していただきたいと考えております。

また、介護・保育分野の人材確保においては、多くの議員からも質問が相次いでいることから、重要な課題であることは明白です。重ねての質問にはなりますが、養成施設である短期大学は、人材育成と確保については必要不可欠な存在であり、連携が特に重要と考えています。

そこで、次の点について伺いをいたします。
まず、介護人材の確保についてであります。

少子化が進む中で、介護職を志願する学生の減少が危惧されており、これからの介護を担う人材をいかに確保していくかは重要な課題です。

そこで、留学生を含む短期大学の介護コースの入学者の現状はどのようなになっているのかをまずはお尋ねをいたします。

続いて、修学資金等貸付制度についてであります。

短期大学の介護コースでは留学生が増加しており、その多くは介護福祉士を目指す学生への修学資金等貸付制度を活用していると聞いておりますが、活用状況はどのようなようになっていくのでしょうか。

また、短期大学からは、修学資金等の貸し付けを希望する全ての者のニーズに応えられていないという話も聞きます。県としても要望しているとのことですが、今後、福祉人材を確保するため、貸し付けを希望する全ての者が貸し付けを受けられるようなさらなる取組を推進すべきと考えますが、この現状と県の考えについてお尋ねをいたします。

続いて、短期大学との連携も含めた今後の取組についてであります。介護人材の確保のために、これまでも様々な支援が行われてきております。また、冒頭も申し上げたとおり、これからの社会の変化を考えると、短大だけではなく、県やあらゆる団体との連携を行いつつ、人材確保や社会意識の醸成に取り組んでいくことが求められると考えます。

そこで、県として介護福祉士の養成施設である短期大学との連携について、今後どのように取り組むのかをお尋ねいたします。

続いて、留学生への公営住宅の提供についてであります。

以前、高等教育問題対策等特別委員会でも県内の短大を視察させていただいた際、短期大学が留学生を受け入れるに当たり、住まいの確保が支障になっているという相談をいただきました。確かに私にも個別で留学生の住まいについて相談が来るほど、空き部屋がない状況なのだ認識しております。

この点について、介護分野にかかわらず、今後、外国人材の増加が見込まれることを踏まえると、公営住宅の空き部屋を活用できないかと考えますが、この現状や考え方についてお尋ねをいたします。

続いて、保育人材の確保についてであります。

介護職と同様に、保育現場からは保育人材が不足しているとの声が上がっているということは既に多くの方が承知していると思います。

保育人材の確保のために様々な取組を強力に推進されていると認識はしておりますが、例えば、今の取組をさらに強化する意味で、幼稚園・認定こども園連合会と保育士会が団体の垣根を越えて団結して取り組むことや、さらに県や保育士養成施設である短期大学とがこれまで以上に連携した取組ができないものかと考えますが、これについて県の考えをお尋ねいたします。

最後に、介護・保育分野の委託訓練についてであります。

産業技術学院が実施している委託訓練の中には、短期大学で介護福祉士や保育士の資格を取得するコースがありますが、募集定員に満たない状況が続いていると聞いております。この制度は社会人のリスクリングという視点ではよい制度と思いますが、一定の研修期間があることなどがハードルになっている現状もあるというふうに聞いています。

ただ、人材確保の視点から、この制度を一人でも多くの方に活用いただき、介護・保育分野の就職につながっていただくことも大いに検討するべきことです。

その上でですが、この制度について短期大学との連携を強化し、制度の周知を強化して活用していくべきと考えますが、現状の県の考え方についてお尋ねをいたします。

続いて、四問目です。出産についてであります。

命の誕生、我々一人一人がこの世に生まれてきたこともそうですが、誰もが我が子や親しい人たちに新しい命が誕生したときの感動や喜び、また愛を体感したことがあると思います。そして、どのような出産環境を選択するかという点についても、多くの人たちが情報を調べたり、周りに相談したりして決めていくものです。

現在、出産については、安全に最大限配慮された病院の中で行われているのが通常であり、佐賀県でもそのような体制の中、出産が行われています。

そのような中、先日、佐賀県内で毎年、年間数名ほどしかない自宅出産をされた方からお話を聞く機会がありました。内容は非常に深く、大きな覚悟を持って出産に臨まれたということを感じました。また、その人から、私のお産は皆に愛されて、愛する人たちに囲まれ、幸せな思いを持ちながら、我が子の誕生を心から祝いたい、そのために自宅で家族に囲まれて出産をしたいと強く思った。そもそも母が幸せを感じるからおなかの子が幸せを感じる、私たち家族は追い求めた理想の形で出産することができたと言われていたことが強く印象的でした。

これらのことをきっかけに、出産について、母親たちとお話をする機会をいただき、いろいろなことを知ることができました。そのお話の中で、産前産後や子育て支援の話や情報はいろいろと聞くのだが、出産時の病院や産む場所のことについて、もっと情報を知っていたら選択肢があったと感じるという趣旨の話をいただきました。

確かに産前産後や子育て支援の政策や事業は多くあると感じますが、出産そのものについては当事者の声を反映している手段はあまり聞いた

ことがありません。

そこで、まずこのお産について、国の動きなどの背景はどうなっているのかを調べてみたところ、今年はこの出産ということについて全国的な動きがあったことを知る事ができました。参考までに三つ紹介をさせていただきます。

まず、国においては、令和六年五月三十日に厚生労働省において「出産なび」というウェブサイトが開設されました。これは妊婦さんやパートナー、家族の状況によって出産する施設に対するニーズは様々であり、また出産にかかる費用について地域や施設でのばらつきなどもあることから、これらの情報をサイトにまとめて公表することで、妊婦の方々が情報をあらかじめ知った上で出産について選択できるよう参考としていただきたいという趣旨でした。

次に、NHKでは先月十一月六日に、「シリーズお産の危機」と題して、「広がる『分べん空白市町村』」という特集が組まれ、報道されました。これは岐路に立っている国内のお産医療について、全国的な医師不足と少子化に伴う経営難による出産施設の減少、また産科機能の一定の集約化が避けられない状況の中、自治体ごとのお産の受け入れ体制について調査された内容です。

ちなみに、佐賀県では二十市町のうち空白市町は十あるとのことでした。また、来年からこの制度も一部変更となることから、産科の置かれる環境はますます厳しくなるという予測もあります。

三つ目に、民間で「お産を女性の手に取り戻すネットワーク」による、今年の八月から「出産経験を未来につなぐアンケート」が実施され、産

院選びの経験や近隣の産院事情などが自由記述によって、現在もまだ継続中ですが、四千人を超える方々から回答が寄せられており、厚生労働省の会議でも報告がなされております。

そこで、希望する出産について、私自身も十一月二十八日から三十日の実質二日間でしたが、インターネットを通してアンケートをしてみました。結果、佐賀県民八十八人を中心に二百八十人ほどの方々から様々な御意見をいただきました。この結果、私の感想としては、お産ということに関してまだまだよりよくしていく余地があるのだろうと感じました。

少し御紹介をさせていただきます。

このアンケート、出産場所については、自宅、助産所、クリニック、病院と四項目を設けました。病院とクリニックを選んだ人が多数でしたが、その理由として多くの人が、自宅から近かったから、そして、食事がよさそうだった、雰囲気、医療が必要だった、評判がよいという理由が多く、自宅、助産所を選んだ人は、自然なお産をしたかった、自分の力を信じて産みたかった、家族で赤ちゃんを迎えたかったという意見が大多数でした。

また、妊娠・出産・育児中に信頼できる相談場所や人はいますかという問いに対して、全体的に家族という答えがほとんどでしたが、その中でも自宅出産、助産所、クリニックを選ばれた方々の中には助産師という回答が非常に多く、産前産後にわたって妊婦さんと助産師さんが信頼関係を強く結ばれていることが分かります。

そして、妊娠・出産・産後に望むことについて、自由記述では、もっと妊婦さん本人が安心して望んだお産をしてほしいし、病院と分断する

のではなく、命の誕生イコール未来そのものなので、みんながその意識で愛でたくさんのお産を選べるといいし、周りもそのサポートが当たり前になってほしい。妊娠・出産・産後のママに対して知ってほしい情報や、知っている子育てに役立つ情報がたくさんあるのに、行政とつながりがないと、それすら広められない、伝えられない、もつとママのために事業をしている人たちと情報が欲しいママたちがつながれるといいのと思っています。情報を分かりやすく、話しやすい場所、集まりやすい場所があるといいと思います。病院の都合ではなく、妊婦の気持ちで大事にして出産に臨めるように、病院でも気持ちを伝えやすい環境であってほしい、選択肢が多いほうがいい。私は満足のいくお産ができたことに感謝しています。病院にも感謝していますが、自分で産むではなくて、産まされたと感じるようなことがあるのも事実で、妊婦さんの気持ちに寄り添った環境があると幸せだなと思います。出産を新たな命を生み出す神聖な神事としてみんながサポートし合い、関わられるようになれたらうれしい。産み方、産む場所、付き添ってほしい人、ケアしてほしい人、この命を宿した女性本人の意思がもつと尊重される日本であってほしいです。我が子を産むのは産婦人科一択ではないということをもつと知る機会があれば、自分の望むお産をかなえられる女性が増えると思います。

以上、ほんの一部御紹介でしたが、大まかに集約すると、情報提供、選択できる環境整備、妊婦が望む出産、寄り添ってくれる体制などについて多くの御意見をいただきました。

佐賀県でこのような子育てや妊娠相談ではなく、出産について情報提供しているホームページなどで思い浮かぶものとしては、例えば、スマ

ホアプリ「ママリ」があります。妊娠・出産・子育ての相談を当事者や専門家が回答するシステムで、一部有料版でしか回答が見られない部分や、多くの相談が寄せられて、質問が埋もれてしまう面もありますが、利用者にとってはとても評判がいいと聞いております。

また、先ほど質問冒頭とアンケートにも一部あった自宅出産、助産院出産について調べてみたところ、佐賀県だけではないですが、この出産方法を行うことは佐賀県では非常にハードルが高く、かなり制限されているということが分かりました。これは命を守るということを大前提とした考え方の下、佐賀県ではそのような出産体制になっているということが分かりました。

一方で、どうしても自宅出産を選ばれる佐賀県の妊婦さんは、他県の助産師さんに依頼し、その助産師さんが嘱託医契約している医師と連携の下、出産が行われるとのことでした。また、助産院も同様のようです。そして、県外の助産師さんが見つからない場合はプライベート出産をされた方も過去にはいらっしやるということの話を伺いました。

命を守る現場の皆様には感謝しかありません。ただ、この一連の経緯やアンケート結果から、妊婦さんの望む出産の在り方については、妊婦さんの声を尊重する体制、多様な出産方法の選択肢、産前・出産・産後の一連のケア、妊娠、出産に関する教育の充実など、愛する我が子の根本に関わる出産の在り方に対する願いは多岐にわたって、実際その願いを反映する余地は大いにあると感じております。

先述した母親たちから、そもそも母が幸せを感じるからおなかの子が幸せを感じる、そのための環境が一番大事。出産についてもつと情報を知っていたら、産む場所についてもつと考えたかともという意見があり

ました。

また、ある専門家からは、お産のときは母親からいわゆる幸せホルモンが出てくる、それが出産に近づくにつれて高まっていくので、そこをしっかりと守れる環境をつくることで、幸せと愛で満たされた状態で出産することができるということを教えていただきました。

そして、直接お話を聞いたり、アンケートでの調査からは、病院と助産院や自宅出産での大きな違いとして、自分が出産の主体となっているかどうか、また、特に県外の人からは、助産師さんとの関わり方の信頼関係の密度を上げられる方がいました。ちなみに我が子は産婦人科で出産を経験しました。

これらの話の中で実際に自宅出産された方の写真を見せていただきました。これはあくまで私の直感的な印象なのですが、まず、父親の顔が生まれたての子供に顔を寄せてあふれんばかりの幸せの顔をしておりました。当然、私も当時心からうれしかったんですけども、果たしてここまでの顔をしていたのかなと思うと、少し考えないといけないというか、考えさせられるところがありました。また、母親の達成感や充実感、は当然ですけれども、周りの家族の顔も非常に印象的でした。そして、最も印象深かったのが、何といますか、これもあくまで私の直感の部分ではありますけれども、子供の顔がしっかりしているという印象がありました。意思を持って生まれてきたぞ、母ちゃん生まれてきたぞという何とも言えないしっかりした顔をしていました。そして、おなかが減ったら母乳を飲んで、だっこされたいときに母親や家族にだっこされているわけです。近年、バース・トラウマという言葉があります。確かに生まれたときの赤ちゃんの意思が反映されているかどうかということ

は、その後の生育にも関わるといことも一度立ち返って考えるべきなのかもしれません。

「子育てし大県」を掲げている佐賀県において、産前産後の母親のサポートについては非常に手厚く政策が展開されています。ただ、この出産においては、命を守る体制については万全の体制を取っていただいておりますが、改めて大切なことを考えることが必要ではないかと感じました。

また、専門家によって出産についての視点が様々であることも知りました。この点についても妊婦さんの出産の希望をかなえるという点では丁寧いろんな方々から教えていただく必要があるのではないかと感じております。果たして妊婦さんの希望をどれだけかなえることができているのか、出産に関する情報をどれだけ事前に知って選択できているのか、信頼できる助産師さんとどれだけ関係性を深めて出産に臨むことができているのかなど、私自身の当時の出産への関わり方も含めて大いに考えさせていただきました。

以上のことを踏まえて三点質問をいたします。
まず、出産についてです。

妊婦さんやその家族が求める出産を実現することは、子供の成長にとっても重要ではないかと考えます。理想とする出産がかなうほど愛情も高まるという話も御紹介させていただきましたが、この点をどう考えているのかをお尋ねいたします。

次に、出産についての情報提供についてです。

理想とする出産に向けて産む場所を選ぶことへの情報提供について、より情報発信することの必要性があると感じましたが、この点について

の考え方をお尋ねいたします。

最後に、妊婦に寄り添う体制についてであります。

育児ノイローゼや虐待、マタニティーブルーなどが増加傾向ですが、産前から産後までの手厚い個別対応の必要性についてどのようにお考えでしょうか。また、特に近年ニーズが高まっている助産師の在り方についてどう考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

以上で一回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）
◎山口知事 登壇 下田寛議員の御質問にお答えします。

地方創生と国政選挙の在り方に対する私の所見についてお答えします。下田議員から、東京都選出の議員が地方創生を行うのか、ミスマッチではないのかとお話いただきました。同感です。

お話しいただいたように、二〇二二年あたりから、あらゆる角度から私はこの問題提起を申し上げております。そして、先月の二十五日に官邸で開かれました政府主催の全国知事会議で、また角度を変えた形で申し上げます。改めて答弁申し上げたいと思います。

食料基地、エネルギー供給地、そして国土保全などを担って国家を支えているのは地方です。御案内のとおり、東京、大阪は食料自給率が一％ありません。そういったところだけで国は立ち行かないわけです。そして、そうした地方における現場の手触り感がない都市部の国会議員ばかりで国家の方向性が議論されることになれば、私はこの国は道を誤るのではないかと危機感を持っているのです。

例えば、想像してみてください。農業者、漁業者、どれほどの苦勞をかけて、どういう思いで農産物を生産しているのか。そうした実感を持たずに、都市部のスーパーで当然のように、日々、野菜や卵や魚を買う

ことに慣れている、生産現場をあまり知らない都市部の議員だけで食料安全保障を議論したら、どのような結論になるのでしょうか。今日も宮崎で鳥インフルエンザが発生しました。大変な苦勞です。養鶏農家も本当に苦勞します。都市部の皆さんは卵が高くなったとよくおっしゃいますけれども、どれだけ農家の真の苦勞が分かかっておられるのでしょうか。現在、衆議院では九州七県の定数は三十名です。小選挙区三十区あります。そして、東京都の定数も同じ三十です。面積はどうでしょうか。九州七県は東京の十九倍の面積があります。それが同じ議員数なんです。この現状ですらどうかと思いますけれども、人口比例だけで定数配分を行う現行制度をさらに進めていきますと、将来的には都市部の議員はさらに増加します。地方の議員は減少します。ますます東京が多くなって、細分化されていいのでしょうか。

そして将来、今、国際的にも様々な流動化の状況が起きています。こうした中で、食料やエネルギーの供給などが深刻な状況になったときに、これはやばいぞと、知見を持つ地方の議員が必要だということになって、も、そのときになると都市部ばかりの議員ばかりで構成された国会で、都市部の議員をその時点から減らして地方の議員を増やそうとするような国会の改正を、その都市部の国会議員はするのでしょうか。私は手を打たなければ取り返しがつかない、元には戻れない、まさに不可逆的な問題だと申し上げたいと思います。

都市対地方ではなくて、地方のことを考えるというのはこの国全体に行く末を考えることです。今問われているのは、この国の形をどうするかという国家の根幹に関わる問題だと思います。そして、人口比例だけで定数を配分する現行制度を変更するためには、投票価値の平等を求

めている憲法十四条の例外規定が必要と考えています。憲法十四条はすばらしい条文です。ところが、この問題にも投票価値の平等も言いますから、ここはやっぱり例外を置かなければ修正ができません。

この点については、私はその十一月二十五日の知事会議で、憲法に例外規定を設けた上で、例えば、次のような制度というものも考えられるということを提起しました。衆議院は、まず各都道府県に一配分した上で、残りを人口比例とする。参議院は各都道府県を代表して、四十七全て同数の定数とするという提起をしました。これに対して村上総務大臣からは次のような発言がありました。

非常に重要な示唆を含んでいると思う。小選挙区制度は、このままでは人口の多いところはますます細分化、肥大化する。あくまで個人的な見解であるが、日本の参議院はアメリカの上院を模範として始まったものです。アメリカの上院は面積や人口にかかわらず、各州二議席ずつ。今のような人口だけで考えていくことが妥当かどうかは幅広く議論していくことが必要ではないか、ということ、私は誠実に応じていただいと感じています。

人口だけで国会議員の定数を配分することが国の意思決定をゆがめかねない切実な問題であることが、広く共有される必要があると考えています。今後とも、私は問題提起を続けていきたいと思えます。そして、今後、早いうちに国の行く末を国民全体で考え、憲法改正を含め、骨太な議論が行われることを期待します。

◎井上健康福祉部長 登壇 II 私には大きく二点御質問をいただきました。まず、福祉人材の確保についてのうち介護人材の確保についてにお答えいたします。

まず、短期大学の介護コースの現状についてということであります。県内の短期大学において、介護コースがあるものは西九州大学短期大学部と佐賀女子短期大学の二校でございます。入学定員はそれぞれ四十人で、合計が八十人ということになっております。

令和六年度の入学者についてですが、西九州大学の短期大学部は入学者が四十一人で、そのうち留学生が三十三人となっております。佐賀女子短期大学は入学者が三十七人、そのうち留学生が三十二人となっております。両校ともここ数年、留学生が増加しております。外国人の留学生が多くを占めるという状況になっております。

それから次に、修学資金等貸付制度についての御質問がございました。議員からも紹介がありました修学資金等の貸付制度は、将来、介護福祉士として県内の福祉施設等で介護業務に従事する人材を養成し、確保することを目的として貸し付けを行うものでございます。国家資格取得後、県内で介護業務に継続して五年間従事すれば、返還が全額免除されるということになります。

その活用状況ですけれども、令和六年度は西九州大学短期大学部が入学者四十一人のうち三十人が貸し付けを受けられて、日本人が八人中七人、うち留学生が三十三人中二十三人ということになります。佐賀女子短期大学は入学者三十七人のうち二十九人が貸し付けを受けられており、日本人は五人のうち五人、それから留学生が三十二人のうち二十四人ということになっております。

平成三十年頃から、これは在留資格に新たに介護が設けられたことによりまして、留学生の受け入れが増加いたしました。一部の留学生が貸し付けを受けられない状況というふうになっております。短期大学のほう

からは、全ての留学生が貸し付けを受けられるように、貸付人数の拡大を求める要望がっております。この貸付制度につきましては、国の財源を活用しております。そういうことで、国庫補助を確保していくことが必要となります。修学資金を希望する学生が貸し付けを受けることができるよう、国に対しまして必要な貸付原資、財源の確保と、継続的な制度の実施について要望を行っております。これを引き続き、強く要望していきたい、そういうふうに思っております。

それから、短期大学との連携を含めた今後の取組についてということでお尋ねをいただきました。

この短期大学は、県内で介護福祉士を目指す学生の学びの場でございます。人材育成のために欠かせない大切な存在というふうに認識しております。

県では、短期大学の御意見をこれまでもお聞きしながら、留学生の送り出し国で開催されますガイダンスへの参加費用や、留学生の日本語学習の課外授業のための経費を補助するなど、留学生の確保のための様々な支援を行ってきたところでございます。

今後も、介護現場の人材確保に向けましてどういった取組が必要なのか、短期大学とも幅広く意見交換しながら、その取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、重要課題でございます介護人材の確保、育成、これについては、総合的なというか、多面的な視点での取組が必要だというふうに思っております。その取組に当たりましては、まず、子供たちに、体験などを通じまして、介護の仕事に興味、関心といったものをしっかり持つてもらうこと、また、こういった介護に関する学びの場があること、また、

県内の介護現場への就職をしっかりと支援すること、それと待遇の改善や職場環境の改善を通じ、働きたいと思えるような職場環境づくりを進めることで人材の定着を図っていくこと、そういった多面的な取組が必要と考えております。

教育機関、また介護事業者、福祉関係の団体、また県などが、それぞれの取組を進めるということに加えまして、その効果を高めていくためには連携をしっかりと図っていく、そういったことが必要だと思っておりますし、県としてもそういったことをしっかりと進めていきたい、そういうふうに思います。

具体的な例で申し上げますと、例えば、小中学校を対象にした介護の仕事体験といったイベント、これを「キッズケアサガ」と申しておりますけれども、そういった中で学生との交流を行い、子供たちは当然ですけれども、保護者の方にもそういった短期大学というものを知ってもらう機会になるのではないかと思いますし、事業所と短期大学が連携して施設の職員の方の研修を行うと、そういったことも考えられるかと思っております。

今後とも、教育機関、また介護事業者、福祉関係団体などの関係機関と連携しながら、一緒にやり、佐賀県の介護人材の確保、育成、こういったことにしっかりと取り組んでまいります。

それから次に、出産についてということで二点御質問をいただきました。

議員からは気持ちの入った御質問をいただき、また、その中で求める出産を実現することは子供の成長にとって重要と、また、子供への愛情が高まるのではないかという言葉、そういったものをいただきました。

出産について、それぞれの方がそれぞれの思い、そういったものを抱かれておりまして、なかなか一つの言葉というか、そういうことで表現することも難しいというふうにご数日思っております。

私もこのことについて、知り合いの方と何人か意見交換、話をしてみました。そういった中では、生まれてくる子供は元気で無事に生まれてきてほしい、また、そのことだけだったとか。それから、愛する家族に見守られながら出産したいと思い、夫に立ち会いをしてもらった。また、出産時に全てを託せるような信頼できる医師に巡り合いたいと思っていた、また、実際そのような医師に最終的にはお願いすることができて安心したとか、また、医療機関は友人や家族の情報に頼ったとか、そういった様々な状況や思いといったものを聞かせていただきました。

こういったことを聞かせていただいた中で、一つの命を授かるということそのものがかけがえのないことだと思っております。また、そうしたことはあわせて、様々な思い、そういったことがかなえられることは、御本人が幸せを感じたりとか、また、そのことで充実感というか、満たされた思いになられたりとか、また、家族の絆が深まる、そういったことにつながるといふふうに思っております。そういったことで、妊産婦の方々のそういった思いが大切なことであり、尊いものというふう感じております。

それから二点目に、出産についての情報提供についての御質問がございました。

医療機関や助産所が広告できる内容、これは情報提供できる内容とも同じものとなりますけれども、これにつきましては、医療は人の生命、また、身体に関わるサービスでございます、不適當なサービスを受け

た場合の被害、そういったものが他の分野に比べ著しいことなどから、そこは医療法上で一定の制約があるということになります。

そういった中におきましても、病院、また診療所、これは歯科診療所とか助産所、薬局、こういったものも含まれますけれども、こういった情報を分かりやすい形で入手できるようにということで、国において医療機能の情報提供制度、これは平成十九年度に設けられまして、佐賀県におきましても、これまで佐賀県の検索サイトであります「99さがネット」のホームページでその情報を提供させていただいてきたところでございます。

この情報ネットでは、住所や電話番号、また、診療日やその時間、専門外来とか健康相談、専門医の配置、そういった状況について検索できるようにになっておりました。この分について、国においてより利便性を高めるといふことから、今年四月に全国の情報を集約した医療情報ネット「ナビイ」というものに運用が移行し、開始したところであります。今までの県のほうで独自に提供してきた情報についても、こちらの情報ネットのほうに移行しております、そちらのほうで見ただけのようになっているという状況にあります。

また、あわせてまして国のほうでは、先ほど議員のほうからも紹介がありましたけれども、出産に特化した情報の検索サイト「出産ナビ」、こちらのほうが今年五月からスタートしております。ここでは、医療機関や助産所ごとの出産費用でありますとか、産後ケアの実施の有無、また、立ち会い出産の実施の有無、また、無痛分娩実施の有無、そういったことの附帯サービスについての情報提供が行われているところでございます。

出産に関しては、こうした制約の中での情報提供という形も始まっており、なかなかこれだけでは、選ぶという事は難しいということもあるかと思えますけれども、こういうことを基にしているんな情報を収集していただきながら、自らの選択というか、そういう部分に活用いただければと思っております。

私がいろいろお聞きする中でも、医療機関に行つて、そこで實際話をしてみても、自分に本当に合っているかということ、またその選択をしてというふうなお話も聞いておりますので、そういったことも通じて御自身の中で安心できるような選択というものをさせていただければと思っております。

私からは以上でございます。

◎井手産業労働部長 登壇Ⅱ私からは、介護・保育分野の委託訓練について答弁いたします。

県では、国の委託を受けまして離職者の就職を支援するため、約四十種類の職業訓練を実施しております。県内の短期大学で実施している保育士や介護福祉士の養成コースもその一つです。これまで多くの人材を育成し、社会に送り出してきました。過去十年間でも介護福祉士を四十六人、保育士を百十人養成しております。

しかし、議員御指摘のとおり、ここ数年、募集定員に対する応募が減少しております。これはあらゆる分野で人材が不足する中で、再就職しやすい雇用関係にあることや、事務職といったほかの職種が人気となっていることなどが要因と考えます。

しかし、特に保育士や介護福祉士は人材が不足しております。よって、この制度を活用した人材育成をもっと進めていく必要があります。

そこで、各部門とともに業界とも連携し、保育や介護の仕事のやりがいやすばらしさを広く伝えることはもちろんのこと、この訓練制度自体の認知度をさらに高めることに取り組みます。

具体的には、来年一月に、これは佐賀労働局と連携して、学び直しの支援制度についての広報イベント「学びフェス」を開催します。短期大学や職業訓練施設が出席し、訓練制度の体験コーナーや職業相談コーナーを設けて周知を強化します。そして、介護事業所や保育所、保育士・保育所支援センターなどへの周知やチラシの設置、SNSやホームページでの情報発信など、様々な取組を行います。

そしてもう一つ、短大からは募集期間の延長が効果的との意見があります。まず、昨年まで十一月だった募集開始を、これは県庁の庁内手続の見直しによりまして、一カ月前倒ししました。さらに、この事業は国の委託事業でありますので、そのルールに従って、定員枠が国から示される九月以降に募集を開始していました。今後、早期の募集開始ができるよう、運用見直しについても国に働きかけます。

こうした取組などによりまして、引き続き、学校教育機関などと連携しながら、この訓練制度を活用した人材育成に取り組みます。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、福祉人材の確保についてですが、介護人材の確保についてのうち、留学生への公営住宅の提供についてお答えいたします。

公営住宅は、戦後復興期におきまして住宅に困窮する低所得者層に市町と協力して住宅を供給し、その役割を果たしてきたところでございます。

その後、住宅をめぐる状況が時代とともに変わる中で、近年では頻発する自然災害の被災者ですとかウクライナ避難民の住宅提供など、新たな役割も果たすようになってきております。

県営住宅にはどのような方に入居していただくのかについて、社会情勢の変化に応じながら制度を柔軟に見直す必要があるというふうに考えております。

公営住宅は、地域住民の生活に密着した市町が主体となって担い、県は市町を補完するという、そういった役割分担も大切なというふうに考えております。

十一月十二日の県内の大学・短期大学の大学長と知事の意見交換会「UC5+」では、留学生が増えたことにより、住まいの確保の対策として公営住宅の空き部屋の利用についての提案がございました。

近年では外国人があらゆる分野で不可欠な担い手となっております。日本人と共に佐賀で活躍できる環境をいかにつくっていくかということ等重要というふうに認識しております。

そのため、留学生も県営住宅を住まいの候補として選択できるよう、制度の見直しを進めているところでございます。市営・町営住宅との連携も必要でございますので、市町とも議論を進めたいというふうに考えております。

私からは以上です。

◎宮原 S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進局長 登壇 II 私からは、サガン鳥栖の応援機運の醸成についてお答えいたします。

サガン鳥栖は、御案内のとおり、残念ながら来季の J2 降格が決定いたしました。県はこれまで市町や民間団体と連携して県民全体でサガン

鳥栖を応援してまいりました。サガン鳥栖が J2 に降格することでこの応援機運が低下してしまうことがないよう、今こそオールサガンで取り組む必要があると認識しております。

議員から御紹介がありましたけれども、先月十一月一日、山口知事がサガン・ドリームスの小柳社長と共に鳥栖市の向門市長を訪問いたしました。「サガン鳥栖リバイバル戦略」として、御紹介いただいた「アイデンティティの再構築」、「スタジアムの価値向上」、「育成環境の充実」に連携して取り組むということを確認いたしました。

その中の「アイデンティティの再構築」につきましては、選手やスタッフ、そしてファン、サポーターも含めたサガン鳥栖ファミリー全員が今こそ一つとなってクラブへの愛着を深め、応援機運がより高まっていくよう取り組むこととしております。

現在、鳥栖市やクラブ関係者、サポーター団体の方々とは様々な意見交換を行っているところでございます。その中では、以前よりもチームや選手との距離が遠く感じるのですとか、スタジアムに行くこと自体を楽しめる工夫がもつと必要なのではないかといった意見も聞かれています。

そうしたことから県では、二月にスタートいたします来季に向けて、例えば、子供たちをはじめとした県民と選手との直接の交流がより深まるように、交流事業の強化に取り組みたいと思っております。また、御紹介ありましたけれども、試合以外でもやはりスタジアムの周辺で楽しめる仕掛けづくりというのも大事だと考えておりました。今以上に様々な方法を検討して、こうした仕掛けづくりも積極的に行っていきたいと考えております。

引き続き、鳥栖市やクラブとしっかりと連携して、応援機運を醸成し、

県民がスタジアムへ応援に行く環境づくりを進めてまいります。これからも、県民の誇り、宝であるサガン鳥栖が輝き続け、県民にさらに愛されるクラブへと成長し、一年でJ1に復帰できるよう、しっかりと支えてまいります。

私からは以上です。

◎種村男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、二点お答えいたします。まず、保育人材の確保についてでございます。

常々保育現場からは保育者が不足している、保育現場の負担が大きいという声、それから、保育士の養成校であります短期大学からも入学者が減っており、将来保育の現場が立ち行かなくなるのではないかという懸念の声とかも聞いております。

保育人材の入り口に当たる短期大学の入学者を増やし、保育現場における保育人材を確保することが喫緊の課題だというふうに理解をしております。

これまでも県は、短期大学とか保育団体と意見交換をしながら、それぞれ工夫をしながら取組を実施してまいりました。例えば、短期大学では、独自の奨学金を創設したり、オープンキャンパスの実施、それから、保育団体と合同での就職説明会とかも実施をされております。それから、県でも、修学資金の貸し付け、それから、保育士の給与水準の改善を国に働きかけたりとか、保育現場の働き方改革に対する支援とか、そういったことに取り組んでまいりました。

また、今年度新たにですけれども、保育士の離職防止、県内定着という観点から、離職率が高いと言われる三年目の保育士にメールを送るということで、先輩保育士とか同期の保育士同士で意見交換、情報交換を

行う意見交換会、あわせてSAGAアリーナで佐賀バルナーズの試合観戦というものを実施いたしました。

参加した保育士からは、息抜きになるとも楽しいすてきな研修だったということでしたとか、現場での仕事はきついけれども、保育士の仕事の魅力を再確認できた、あるいは今後子供たちのために頑張りたいと、こういった声がありました。保育士としての魅力を改めて感じていただき、今後の意欲につなげていただくことができたのではないかと認識をしております。

それから、議員からお話ございました「UC5+」、先月行われまして、このときにも保育人材の確保について、保育現場と養成校、それから県が一体となって取り組むことが大事という意見をいただきました。これまでも短大や関係団体とは意見交換を行ってまいりましたけれども、お話にありましたように短大と県のさらなる連携強化、それから、各保育団体間の垣根を越えた連携強化、こういったものが進むように、もっと深い意見交換ができる場についても考えていきたいと思っております。

また、私自身も短期大学の学長からお話をお伺いしておりますのは、保育士は子供たちのなりたい職業の常に上位にあるんだけど、それが実際の進路に結びついていないということ、それから、子供が進路、職業選択をする場合に保護者の影響が大きいと、そういうお話も聞きました。保育の人材確保のためには、こういった保育という職業の尊さですとか、魅力とか、それをしっかりと子供たち、そして、保護者に伝えて、イメージアップを図り、そして、子供の頃の夢、憧れを進路選択につなげるための実効性のある取組について進めていく必要があると思っております。こういうことについても意見交換を進めていきたいと思ってい

ます。

より多くの子供たちに保育という仕事の魅力を知ってもらい、子供たちが将来佐賀で保育士になり、やりがいや誇りを持って働くことができるよう、短期大学、それから保育団体としっかり連携し、一緒に知恵を出し合いながら、保育人材の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、出産に関して、妊産婦に寄り添う体制についてお尋ねがございました。

核家族化とか少子化が進みますと、例えば、兄弟の子供、おい、めいと接する機会も減ってまいりますし、自分の子供というのが初めて触れる赤ちゃんという方も増えてきているようにございます。そういう中で、妊娠、出産、子育てに不安や戸惑いを感じる妊産婦も増えておりますので、産前産後ケアというものが大変重要なものであって、これを充実しなければならぬと思っています。

県内においては、市町においてこういう産前産後ケア支援が行われておりますけれども、助産師の方は、医療機関における妊婦健診、産婦健診のほかにも、例えば、産前でいきますと産前サポートということで、家庭訪問をして妊婦の心身の不調に関する相談、支援、それから産後は、産後ケアという家庭訪問によって、出産後の母親の心身のケア、それから新生児のだっこの仕方、寝かせ方、授乳の仕方、そういった技術的なアドバイスもされております。専門性を生かした取組を行っているものと思っております。

このように医療機関、市町が連携して、それぞれの家庭においても個別対応による妊産婦へのサポートが助産師によって行われているというふうに理解しております。

助産師によるアドバイスを受けた方々からは、授乳がうまくいかずに困っていたけれども、助産師さんにケアをしてもらって安心して授乳できるようになったですとか、つらいときに訪問してもらい、育児の悩みを相談できてよかったという声も寄せられております。

助産師の方々には、妊娠、出産、それから、新生児のケアなど専門性を生かした子育て支援での重要な役割を担っていただいております、大変感謝しております。

県といたしましては、産前産後ケアの充実を図るために、引き続き助産師会、医師会との広域調整を行いつつ、市町の支援を行ってまいります。そして、助産師の方々の活躍が妊産婦の安心につながっていることから、今後も助産師の方々と一層連携し、妊産婦一人一人に寄り添う支援に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎下田 寛君 登壇 Ⅱ再質問させていただきます。御答弁、皆様ありがとうございました。

まず、知事に対してなんですけれども、いろいろアグレッシブにというか、積極的に国にも働きかけていただいているということ、とても自身は心強く思います。

僕自身も、今から多分、国の形が変わっていくんだろうなというのをとても思っていて、今まで当たり前だと思っていた常識がどんどん崩れていって、それは私は地方から変わっていくというふうに思っています。ですので、そこでどういうリーダーシップを発揮して戦っていくのか、よりよい未来をつくっていくのか、国の形をつくっていくのかというのは、日々考えているところでもあります。

今、知事会の中で政府に言っているというお話がありました。ほか
にできることがもう少し少ないのかなというふうに思つて、例えば、政党
に呼びかけるとか、多分、地方の人たちだったら、それはやったほうが
いいやろうときつと言ふと思ふんですけれども、そういう形で地方か
らそういうふうなねりを、知事会だけではなくて各政党とかにも呼びかけ
てやつていくといううねりが起こせないものなのかという考え方につい
てお尋ねをしたいと思います。

あとサガン鳥栖の支援と福祉人材の確保に関しては、とにかく今御答
弁いただいたものをしっかり流れをつけて、勢いをつけて進めていた
だきたいと強く要望させていただきたいと思ひます。

そして、出産についてなんです。今回も多分、県議会で初めての質
問だったと思うんですけれども、いろいろと担当の皆さんも熟慮に熟慮
を重ねて議論をさせていただいたものだといふふうに認識をしております。
やり取りの中で、皆さんも最大限、私の意見を酌み取りながらやつ
ていただいたなどは感じておりますが、そういう答弁だったんだとい
ふふうにも思っております。

健康福祉部長もいろんな方々にヒアリングをしていただいたと思ふん
ですけれども、そのヒアリングをされた方々というのは、全員が恐らく
病院で出産をされた方なんだろうなというふうに話を聞いておりました。

出産の情報発信の仕方に関しても、特に佐賀県から発信するというこ
とではなくて、国のものを用いますという答弁までだったのかなとい
ふふうに、ちょっともう一回議事録を読み直しますが、そういうふうにも
思いました。なので、出産に関わる様々な人、私でさえいろいろな方々
にお話をお伺いすることができましたので、県の皆さんであればもっと

話を聞くことができるんじゃないかと思ひます。やっぱりいろんな人々
に寄り添うのが佐賀県の役割であつて、「子育てし大県」さが「」、誰
も取りこぼさない佐賀と言っております。

そういう中で、一部の方々、当然ですけれども、この体制の中でど
ういった動きができるのか、今冒頭、これから地方から国の形をつくつ
ていかなければならないということ、知事に関しては選挙制度の在り
方等は提言をしているということでしたが、出産に関してそれでいいの
かと思ふんです。佐賀らしさ、佐賀らしい出産の在り方、そういう
たものを、声をまず聞いていくということ、制度を変えるところわけ
はなくて、そういうところからしていくことで、佐賀だからこそでき
るやり方というものがそこに眠っているんじゃないかと思ふんです。
なので、ぜひ部長や担当の皆さんも、一緒に様々な方々にお話を聞かせ
てもらふ機会なんかができないものかなといふふうに思ひます。

愛という言葉を使つていただきました。愛で思い浮かぶのが、全障ス
ポの閉会式で知事が皆さんに向かつて、みんな愛しているよと言われた
のがとても印象的でした。今からの時代、やっぱりいろいろな人たちに
対してそういう慈しみの心といひますか、思いやりを持った心といひ
のは非常に大事だと思ひますし、その根幹が僕は出産といふところにあ
るんじゃないかなといふふうに今現在至っております。そこを思ふと、
このお産の在り方について、情報発信も含めて、もう一歩、佐賀県とし
てやれることがあるんじゃないかといふふうに思ひます。

ですので、さつき答弁いただきましたけれども、もう少し寄り添つて
いただく体制とか、せめて話を聞いてみるとか、そういうことがこの
佐賀県の中でできないのか、検討も含めて、もう一度部長に答弁を求め

たいと思います。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えします。

維新のお話を出していただきましたけれども、百五十年前にこの国が変革を迎えたときに、佐賀の先輩たちは、この国を憂いて行動を起こして、今につながる様々な制度の根幹をつくっていったわけです。私は佐賀からこの国を思うというのはとても大切なことで、佐賀にはその責任があるとさえ感じています。

例えば、今回の国スポ・全障スポについても、SSP構想というのは日本のスポーツ界に大きな一石を投じたと思っておりますし、一定の影響が今あつて、様々な意見、佐賀に聞いてきます。

そういうような状況の中で、今回の国の根幹に関わる選挙制度の問題なんですけれども、かねがね私は全国知事会というのに出たときに、どうしても東京対地方という対立構造で意見交換がなされることを憂いておりまして、地方を大切にするということは東京と対峙することではなくて、東京、大阪、都市部をこれから救うことにもつながる、国全体の根幹的な問題なんだというふうに主張しているわけですけれども、やはりどうしても知事たちはミクロな問題に心を奪われているところ、特に財源の問題というところがあるものですから、こういったところはこれから私も主張していきたいというふうに思っています。

実は先週、佐賀選出の国会議員、六人いるわけですけど、六人の皆さん方に同じことを申し上げて、当然六人とも賛同してくれるわけですけども、それが広がるかどうかというところは確かに下田議員のおっしゃるとおりで、私もこれから北海道や東北や九州の議員、そういった

皆さん方にお会いするたびにそういった問題提起をしていって、みんながそういう問題意識を持つて、そして何よりも国民の皆さん方がこのままでこの国はいいのかという意識を持っていただくように努力をしたいと考えます。

◎井上健康福祉部長 登壇Ⅱ下田議員の再質問にお答えいたします。

私のほうには、情報発信でやれること、そういったことはないのかと、改めて御質問をいただいたと思います。

それで、私も御答弁申し上げましたけれども、やはり出産に当たりましては、その出産のリスクというものも一方ではございますので、そういったこともしっかり考えていく必要があると思っております。

また、議員のほうからは、情報発信ということで、先ほど申し上げましたように、今現在、医療法の中で一定の制約があるという中で、今回、「出産なび」というものも新しくできて、その範囲を新しくしながら情報提供するということになっております。今、現時点で県のほうでその範囲を超えてということとはちょっと難しいというふうに思っております。

下田議員のほうから、またいろいろな人から話を聞いてほしいということもありました。お話を聞くことは、いろんな形でまた私も聞かせていただきたいと思います。そういう中で、今の制度の中で、法の中でどこまでできるとかということであれば、今、現時点は今の情報発信というか、国の「出産なび」というものが一番情報としては出ているし、その分が一番最大になっているかなと思います。そういった中で現時点ではやっていくというか、そこまでが制約かなというふうに思っております。そういった中で、私どももまたいろんなお話は聞かせていただきながら、私どもとしてできることというか、かなり制約はあると思いま

す。そういう中で、どういうことができるのかというものは考えていき
たいと思います。

私からは以上でございます。

◎副議長（西久保弘克君） 暫時休憩します。

午後三時十六分 休憩

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎原田寿雄君（拍手） 登壇。本日の最終登壇となります原田寿雄でございます。通告に従い三問、早速質問に入りたいと思います。

まず、沖縄県先島諸島からの住民避難についての質問でございます。

国民保護の観点から、有事に際しての沖縄県先島諸島およそ十一万人の住民避難に関する計画策定の方針が出され、今年六月、国から九州各県知事へ正式に受け入れの要請があり、受け入れに関する初期的計画の作成依頼があったと聞いております。

この計画において佐賀県は、与那国島の方々の避難先となるといふこととであります。与那国町は東西十二キロ、南北四キロ、外周は二十七・五キロと比較的小さく、約千七百人の住民が暮らす日本最西端の島で、沖縄本島から南西へ五百九キロ、石垣島からも百二十七キロ離れている一方で、台湾とは百十一キロの至近距離にあり、晴れて視界のよいときには台湾の陸地が見えるというまさに国境の島であります。

ちよつと小さいですが、ここが台湾、この赤い点で示しているところが与那国島であります。（地図を示す）本島からは五百九キロ、石垣から百二十七キロ、台湾から百十一キロという位置関係にあります。

その与那国町の糸数町長が今年九月、山口知事を訪問され、意見交換がなされたとの新聞報道を目にして、県の受け入れ計画の進捗状況が気になっていた矢先に、旧知の方より与那国町の政策参与をされている方を紹介され、数名の議員で話を聞かせていただく機会を得ることができました。そこで沖縄本島の県民と比べても有事への危機意識が非常に高

いことや避難計画策定の状況など、与那国町の現況をうかがい知ることができました。

そこで、実際に目で見て、町長はじめ、島の方々の話を直接聞いてほしいとの要請を受けて、先月下旬に定松議員と同町を訪問したところであります。本当に遠いですね。ほぼ台湾と同じ位置でありますから、当然空路で行くわけですけれども、福岡から那覇経由で与那国空港へ参ります。那覇から与那国へはJAL系の琉球エアークommunityという小さい飛行機であります。要請をされた政策参与も同行いただきました。糸数町長をはじめ、三名の担当課長と意見交換を行った後に、自衛隊OBの担当職員に昨年度の避難計画を基に丁寧な説明を受けました。詳細な計画が立てられていると感じましたが、住民の要望を聞きつつ改善を行っているとのことでありました。

その後、島内視察をし、町会議員、JAの方、商工会の方、自衛隊の方々との意見交換も行いましたが、目の前に台湾があるという国境の町、皆さん、この取組に対する関心は非常に高く、受け入れ側としても九州各県、我々もその意識を高めていく必要があるだろうと強く感じたところであります。

これが与那国島であります。（地図を示す）外周二十七キロぐらいということと本当に小さい島で、山も二百メートルぐらいの低い山ですね。ここが一番大きな祖納という集落で、飛行場とか港もあります。それと、この集落は祖納というところと久部良という一番西の端、ここに自衛隊が駐屯しております。台湾のほうに向かって二十四時間、二百名体制で監視体制を行っているということとあります。ここが比川という、ここは小さい集落ですけども、ここにテレビでヒットしました「Dr.コ

トー」の診療所がございました。

計画では、島内に何台かあるバスで比川から久部良、そして、祖納というふうには空港を目掛けてそれぞれ集まってくる。自家用車は使わないというふうなことで、本当に綿密に計画を立てておられました。ただ、先ほど申し上げましたように、まだまだ計画は進化させる途中だということでもございました。

それでは、次の点について質問させていただきます。

与那国町からの避難住民の受け入れに対する知事の所感についてであります。

今年九月、与那国町の糸数町長が知事を訪問されたと聞いております。その際、糸数町長の住民避難に関する思いなども聞かれたと思います。与那国島からの住民を佐賀県で受け入れることに対する知事の所感をお尋ねいたします。

次に、計画の検討状況についてお尋ねいたします。

現在、県で作成に取り組んでいる与那国町住民を受け入れるための計画に関して、避難住民受け入れのためには県だけではなく、実際に受け入れを担当する県内の市町の協力や取組が欠かせないと思っております。むしろそちらのほうが実行部隊としては本当に大切な取組だということふうにも思うわけであります。

県内で避難先となる市町をいち早く決めたほうがよいと考えますが、この点に関しての検討状況がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、与那国町との交流についてであります。

十月二十三日の読売新聞に、与那国町が開いた避難計画の説明会のア

ンケートでは、避難を希望する割合が四五%、避難を望まないという参加者が四七%と拮抗する結果になったとの記事がありました。また、六月定例議会での田中議員の一般質問において知事からは、平時から取り組んでいきたいとの答弁もあつたところであります。与那国町の方々にとって避難先がどういったところか分からない、この不安はどうしても付きまとうものだと思います。こうした不安を払拭するためにも私もふだんの交流は大切であると考えます。知事はどのような交流を考えておられるのかお尋ねをいたします。

この項目の最後です。朝鮮半島の有事についてお尋ねいたします。

この計画は、例えば、いわゆる台湾有事が発生した場合に発動されるわけですが、発生の蓋然性としては朝鮮半島有事も同じくらいのものではないかと私は考えております。台湾有事の際の邦人退避は国が万全を期すべきですが、台湾からの避難民が押し寄せてくるだろうと言われております。同様に、朝鮮半島有事が発生した場合には佐賀県に大きな影響があると予測されることから、その備えや対策について国へしっかりと要望すべきと考えますが、知事の考えをお尋ねいたします。

続きまして、二問目の質問です。「SAGA2024」全障スポについてお尋ねをいたします。

「SAGA2024」全障スポについては、佐賀県で初めて開催された全国障害者スポーツ大会であり、前身の全国身体障害者スポーツ大会は身体障害者のみを対象としておりましたが、知的、身体、精神の三障害全てを対象とした大会でありました。

十月二十八日の閉会の日には、その閉会式に足を運びましたが、選手の皆様がとてもいい笑顔で楽しまれている様子を目の当たりにして、一

生に残るすばらしい思い出ができたのではないかと感じたところであり
ます。アリーナで開催されたために、車椅子の方々はフロアに全員集合
した形で、ほかの選手の方々は観客席にと会場が埋め尽くされて、光の
効果や音響の効果などもあり、アリーナが一体となった光景は感動すら
覚えました。退場の折には三々五々、記念写真が続き、本当にほほ笑ま
しい光景でありました。

また、開催に至るまでは選手の発掘をはじめ、準備の面で大変な苦労
があったと思いますが、多くの関係者の努力で運営面、競技面ともにい
い大会が開催され、成功裏に終わったと思っております。

実際、平成二十九年三月に策定されている「第二十三回全国障害者ス
ポーツ大会障害者スポーツ普及基本計画」を見返しても、障害者スポー
ツの選手や指導者などの現状、県内にどれくらいいるかというような調
査から始まって、年ごとにその普及率を伸ばしていく目標を立て、それ
を達成していくなど、本当に大変な作業の連続であったろうというふう
に承知をしております。

しかし一方で、この大会が一過性となることなく、「SAGA202
4」を機にスポーツ活動を始めた方々が、今後も活動を継続し、よりパ
ラスポーツが普及していくような取組が重要と考えますし、乗り越える
べき課題も多いというふうに思っております。

そこで、次の点について質問をいたします。
選手派遣に関する課題についてであります。

開催県枠として拡大された出場枠に対し、選手を発掘、育成するに当
たっては本当に多くの課題があったというふうに感じております。特に
競技者が少ない中でどんなふう発掘をしていったのか。また、指導者

の確保や施設利用についての理解、また、サポートする人の確保など、
どういう課題があつて、どのように取り組んできたのかお尋ねをいたし
ます。

次に、大会開催の成果についてお尋ねいたします。

多くのメダル獲得や入賞者が誕生したことは称賛に値すると思いま
すが、「SAGA2024」を開催したことにより、メダル獲得といった
数字以外に、表に現れない成果も大いにあったんだろうと考えていま
す。例えば、大会開催を機に施設の整備が進み、障害のある方が使いやす
くなったり、市町の職員が関わったことで市町の中で理解が進むなど
あつたと思われまます。また、大会を終えて、また来年も出たいという純
粋な思いに触れることもあつたというふう聞いていますが、そういつ
た目に見えない成果を含め、こういうものが残つたと考えておられるの
かお尋ねをいたします。

次に、「SAGA2024」後の目標と取組についてお尋ねをいたし
ます。

「SAGA2024」開催に向けては、長期間、予算と時間をかけて
準備を進め、大会をつくり上げてこられました。が、「SAGA2024」
でもとされたパラスポーツへの熱意や火が消えないように、今後も取組
を進め、県内に定着させていくことが重要であろうと思えます。

例えば、西九州大学については、九州でも数少ないパラスポーツ指導
者養成校として認定をされていますが、そういった大学との連携もとて
も重要なことであろうと思っております。

ちなみに、指導者の初級資格が取れるのは全国で百六十四校、そして、
中級が取れるのは僅かに全国で四十二校、九州では四校のみとなつてお

ります。そのうちの一枚が西九州大学ということでもあります。こうしたところの連携は非常に重要だろうというふうに考えます。

今後はどのような目標を立てて、どのように事業を進めていかれるのかお尋ねをいたします。

最後に、松浦鉄道についての質問をいたします。

鉄道は通学通勤、通院など、地域住民の日常生活の足となる重要な公共交通機関であり、県内にはJR九州の各路線があるほか、松浦鉄道といった沿線自治体や民間企業が出資する第三セクター鉄道があります。

人口減少の進展、自家用車利用の増加により、鉄道の利用者数は年々減少しており、例えば、唐津線や筑肥線の一部は、事業者としては経営努力だけでは利便性と鉄道サービスの維持は厳しいとの考えを示されております。

また、長崎本線の上下分離区間は、JR九州による運行が新幹線開業から二十三年約束されているものの、その後の運行は不透明で、松浦鉄道のように沿線自治体の支援が必要になる可能性もあるのではないかと危惧をしております。

こうした地域の方々にとって大切な存在である鉄道を維持していくためには、様々な課題があると認識をしております。中でも松浦鉄道は国鉄の分割・民営化により、第三セクターが引き継いで三十六年が経過しています。利用者がコロナ禍前の水準に戻らないことや老朽化による修繕費の増など、経費が増加傾向にあること、さらには、施設整備に対する国庫補助が満額交付されないことが常態化していることで厳しい経営状況が続いております。

経営分離後、第三セクターが引き継いで二〇〇〇年までは黒字経営が

続き、第三セクターの優等生と称されておりましたが、人口減少などの地域を取り巻く環境の変化には対応できなかつたということでもあります。

そうはいっても、確かに事業者自らの経営努力はなされております。人件費等の経費削減や割引乗車券の販売、ビール列車といった企画列車の運行による収入確保策に取り組まれております。しかし、経営改善の効果はなかなか上がっていないのが現状で、JR九州と比較して一・五倍以上高かった運賃が十月からさらに値上げをされました。値上げは八年ぶり、上げ幅は一八・八%、ほぼ二割の値上げであります。一時的な改善は見るとは思いますが、構造的な赤字経営を改善できるとは考えられないというのが現状だろうと思えます。

このため、松浦鉄道の存続のためには、沿線住民が列車に乗って維持したいという気持ちを持っていただくとともに、事業者自らが経営の改善に取り組むことはもちろんのこと、沿線自治体による財政支援といった事業者と一体となった取組が不可欠であると考えます。

ちなみに、値上げされた運賃の件でありますけれども、高校生の通学定期を例に挙げますと、有田駅から武雄高校にJRで通学する生徒、この生徒は一カ月六千円です。これに対して、同じく有田駅から伊万里高校や伊万里実業にMR、松浦鉄道で通学する生徒は一カ月に一万四千九百円、実に二・三倍の差があります。これ以上の値上げは利用者負担が大き過ぎると考えていますし、値上げによる経営改善には限界があると感じております。

この松浦鉄道の質問をすに当たり、九月でありましたけれども、有田駅から伊万里駅を経由して佐世保駅まで全線九十七キロ、五十七駅を乗車してまいりました。小さい頃に一度乗った記憶があります。当時は

汽車だったというふうに思います。今回は早朝六時二十八分に有田駅を出発して、伊万里駅で乗り換えて、車両基地がある長崎県の佐々駅で乗務員の交代があり、佐世保駅に九時三十八分に到着いたしました。実に三時間十分のディーゼルカーの小旅行でありましたが、有田からは田んぼの中をずっと走って、伊万里湾の景色、そして、平戸口からは緑豊かな山あいを走るといって、楽しむことができたわけでありました。ただ、伊万里湾の眺望が、沿線の木が生い茂って見えづらかったり、朽ちた家屋のそばを通ったりと、観光といった面では一考の余地はあるのかなと感じました。

土曜の早朝ということもあり、乗客はそう多くはありませんでしたが、松浦高校や清峰高校の生徒たち、平戸観光とも思われる若干の観光客も見受けられました。佐世保に近づくに従って乗客が増え、相浦や県立大学前、時間的にも九時近くになっているわけですから、その辺りではほぼ満車の状態になりました。様々な方々が日常的に利用されている大切な鉄道であるということを変更して認識させていただきました。

そこで、次の点について質問したいと思います。
まず、利用状況についてであります。

松浦鉄道のこれまでの利用者数と収支の推移はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

次に、利用促進の取組についてであります。

利用促進を図るため、県はこれまでどのような取組をされてきたのかお尋ねいたします。

次に、財政支援の状況についてであります。

松浦鉄道の運営には沿線自治体による財政支援が不可欠と考えますが、

その支援状況はどのようなになっているのかお尋ねいたします。
そして最後に、今後の取組についてであります。

松浦鉄道の存続のため、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇 原田寿雄議員の御質問にお答えします。

沖縄県先島諸島からの住民避難についてお答えします。

まず、与那国町からの避難住民の受け入れに対する私の所感についてお答えします。

今年五月七日、林官房長官から電話で、いわゆる台湾有事についての協力要請がございました。私からは、例えば、大きな市の一部の住民とということではなくて、できる限り単独の自治体といった固まりのような受け入れがいいということを申し入れました。

その後、六月に、佐賀県が与那国島の与那国町、丸ごと一町を受け入れるということになりました。佐賀県としては、なし得る限りの協力をしていきたいと考えています。

与那国町の避難計画については、単なる机上の計画とならないよう平時から与那国町と交流し、実効性を高めていくことが大切です。それこそ、万が一のときに円滑に避難していただけるように準備を進めていきたいと考えています。

続きまして、佐賀県内の避難先となる受け入れ市町についてお答えします。

現在、避難計画策定の途中段階ではありますが、本県への避難住民の受け入れ市町については、総合的な検討の下、佐賀市及び鳥栖市を候補地に考えております。九月に内々に坂井佐賀市長、そして、向門鳥栖市

長に私から直接電話で避難計画作成に当たり協力の要請を行いまして、内諾を得ております。

続きまして、与那国町との交流についてお答えします。

万が一のとき、住み慣れた島を離れる際には、避難する与那国町の皆さんも受け入れる佐賀県も、お互いの土地や人を知っていることは心強いことだと認識しています。与那国町との交流は、そういう意味でも大変意義があることだと思います。

原田議員から御紹介がありましたけれども、九月には糸数与那国町長が佐賀県庁を訪問いただいて、私と様々な面で懇談をさせていただきました。そして、十月には担当の三角副局長らを現地へ派遣して、役場職員をはじめ、自衛隊、漁協、JA、社協、学校など、地元の方々との意見交換を行ってまいりました。佐賀県と縁、ゆかりがある方も多くおられたと報告を受けました。

私はまだ訪れたことはありませんが、県議会の皆さんも機会をつくって交流いただければと考えています。万が一のときに責任を果たすべく、避難が円滑に行われるように心を砕いて準備をしていきたいと思えます。続きまして、朝鮮半島有事についてお尋ねがありました。

私は、現在の世界情勢を考えれば、危機管理上、台湾有事が発生する場合には、それと場合によっては連動して朝鮮半島有事が発生することも十分考えておかなければならないと考えています。

仮に朝鮮半島有事が発生した場合、現地からの邦人退避のみでなく、多くの避難民が朝鮮半島から流入してくることが想定されます。

私は、これまでも機会あるごとに国に対し、朝鮮半島有事への対応のさらなる検討を要請しておりまして、十月に開催された九州地方知事会

でも改めて提言させていただいたところです。

引き続き、国に対して、様々な事態を想定し、しっかりと議論を重ね、いざというときへの備えを進めるようこれからも要請をさせていただきます。

◎引馬地域交流部長 登壇Ⅱ私からは、松浦鉄道について四点お答え申し上げます。

まず、利用状況等でございます。

松浦鉄道は、通学通勤など県民の皆様の日常生活を支える大切な移動手段であり、観光などでも県内外から多くの方が御利用されるものがございます。地域経済の基盤として重要でございます。

そうした松浦鉄道でございますが、議員御指摘のとおり、国鉄改革の際に切り出され、第三セクター方式で昭和六十三年四月に開業したわけでございますが、その後、新駅の設置や新型車両等を導入され、着実に利用者を増やしまして、平成八年度には年間利用者数が四百四十三万人とピークに達したわけでございます。しかし、その後は、いわゆる車社会が一層進展する中で、沿線人口の減少もございまして、利用者数が減少し続け、令和二年度にはコロナ禍の影響も重なりまして、開業以来最低の二百二十五万人となったわけでございます。

直近の令和五年度の利用者数でございますが、二百七十一万人と、コロナ禍前の平成三十年と比較をいたしまして九五%まで回復をしているところでございます。

また、県内区間の利用の内訳でございますが、通学定期が四割、通勤定期が一割、観光や通院、買い物といった、いわゆる定期外の利用が五割という状況でございます。そのうち、通学定期でございますが、やは

り少子化を背景に減少傾向ということでございます。

そうした中、収支の状況でございます。

冒頭申し上げました開業後の新駅設置などの設備投資により、開業してしばらくは経常赤字が続いたわけですが、申し上げた利用者数の増加を背景にいたしまして、平成五年度に収支も黒字に転換しているというわけであります。ただ、その後、利用者数の減少、施設老朽化に伴う修繕費の増加などにより、議員御指摘のとおり、平成十三年度から現在に至るまで経常赤字が継続いたしております。したがって、沿線自治体からの財政支援で経営を維持しているという姿でございます。

そうした中、利用促進の取組でございます。

私も県では、これまで関係者と連携をいたしまして利用促進に取り組んでまいっております。まず、日常利用の観点でございますが、将来的な利用も見据えまして、沿線の有田町、伊万里市の全ての小中学生に一日乗車券の引換券を令和四年度に配布いたしております。昨年度からは沿線のイベントに合わせまして、クーポン券つきのお得なデジタルチケットを造成いたしましたして、観光需要の一層の掘り起こしも実施をいたしております。

そうした中、財政支援の状況を改めて申し上げますが、沿線自治体による財政支援、国庫を活用しながら、車両検査、レール更新、橋梁整備などの安全運行、これに不可欠な支援を自治体間で協調いたしまして毎年度実施をいたしております。私も佐賀県は、今年度約三千五百万円を補助予定でございます。

さらに、コロナ禍の状況ということで申し上げますれば、令和二年度から令和五年度まではコロナ禍の利用者減、それから、あわせ重なりま

した燃油高騰、こういったことを踏まえまして、四年間で合計四千九百万円の支援を行ったところでもございます。

議員御指摘のとおり、松浦鉄道自身も自ら経営改善に努めておりまして、今年十月、八年ぶりの運賃値上げを実施いたしております。

今後の取組でございます。

やはりまずは松浦鉄道自身が引き続き一層の経営効率化、それから、利用促進に努めることが大事だと考えております。私も県といたしましても、沿線自治体としっかり連携をいたしまして、そうした取組をしっかりと支えていきたいというふうに思っております。

やはり利用促進については乗って支えるという発想が非常に重要だと思っております。まず、日常利用に目を転じますと、利用者の大宗を占めるのは学生さんでございます。申し上げますとおり、少子化の影響というマクロのトレンドは当然あります。ただ、新たに列車通学を始めてもらうきっかけづくり、裾野を広げるということであります。また、進学や就職といった卒業後、ここも引き続き乗っていただくということ、こういったアプローチが大切だと思っております。従来はどちらかというと、短日短日で取り組んできたものがありませんが、少し長めに長い形で御利用いただけるような、そうした取組が必要だというふうに思っております。

また、非日常、観光利用のほうでは、やはり大変重要な地域資源がございます。有田焼、伊万里焼、日本酒といったものがございますので、こうしたものを楽しんでいただくような観点、これも引き続き大切だと考えております。

また、日常利用に戻りまして恐縮でございますが、通勤定期でありま

す。こちらについても、今、県内の利用では一〇%というところがございます。ただ、ここについても、一度戻ってきていただければ長期的な利用が見込まれるわけでございます。マイカー通勤から列車通勤への転換のきっかけづくり、これも改めてしっかりと取り組んでいくことが重要だというふうに思っております。

現在、松浦鉄道と私どもを含めましての沿線自治体では、今後の在り方について検討を進めております。引き続き県としても、その検討に貢献してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎宮原SAGA2024・SSP推進局長 登壇Ⅱ私からは、「SAGA2024」全障スポについてですが、まず、選手派遣に関する課題についてお答えいたします。

出場枠が大きく拡大された「SAGA2024」全障スポにおきまして、過去最大の選手団を派遣するに当たっては、議員からも御紹介ありましたとおり、大きく三つの課題がございました。

一つ目は、選手発掘です。開催県ということで、個人競技では出場枠が通常の二十四名程度から百四十名に、団体競技ではブロック予選を経ずに全十二種目が出場できるなど、大幅に機会が広がりました。競技人口が少ない中で選手を確保する、これは大変難しいことがございました。障害のある方たちにとって、全国という舞台を経験できることは、その方の人生において大きな自信となる貴重な機会と考えまして、少しでも多くの方が大会を目指せるよう、地道に体験教室を開催するなどして選手の発掘を行ってまいりました。

二つ目の課題は、選手を支える人材の確保でございます。指導者やサ

ポーターの存在はパラスポーツには不可欠でございます。指導者の資格取得に対する支援やサポーター研修会、パラスポーツ体験会などを開催し、障害のある選手の活動への理解者を増やす取組、こちらを進めてまいりました。

さらに三つ目の課題は、様々な障害の種別、程度の方が使いやすい施設の確保でございます。例えば、車椅子競技で体育館を使用するに当たり、難色を示されるケースがございましたけれども、体験会などを開催して施設側にも理解を求めてまいりました。また、視覚障害のある方で、トイレや更衣室までの動線などが使いづらいということがあれば、その都度、施設側に改善要望を伝えて、練習が継続できるよう支援を行ってきたところでございます。

次に、大会開催の成果についてでございます。

「SAGA2024」では、過去最大のメダルを獲得したこともすばらしいことでございましたが、何よりも多くの選手が出場してくれました。そして、メダルには届かなかった選手たちも自分の力を最大に発揮し、少しでも昨日の自分を超えるべく競技にチャレンジされました。

また、県内で初めて全国障害者スポーツ大会が開催されたことを機に、競技会場となった施設におきましては、多目的トイレやスロープなど、常設の施設改修が進みました。パラスリットや障害者団体の声を踏まえた円滑な動線確保のための仮設の整備、こちらも行われました。こうした整備や仮設のノウハウは、今後の本県のパラスポーツの振興に寄与するものと考えております。

さらに、大会の運営に当たっては、市町の職員や競技補助員など、多くの方に運営に携わっていただいたことで、障害のある方のスポーツ活

動により一層理解が深まったと感じております。例えば、選手団について直接サポートしたスタッフからは、どうしていいのかわからず不安も大きかったけど、終わってみたら選手たちの明るい笑顔や悔しがる表情、大会にかける思いなどを共有することができて、とても充実した期間だったとの声もいただきました。

このように、大会全体の中で関わった多くの人に気持ちの変化が生まれたことは成果であると考えているところでございます。

最後に、「SAGA2024」後の目標と取組についてでございます。これまでは「SAGA2024」全障スポに大選手団を派遣することを目標に取り組んでまいりましたが、今後は「SAGA2024」を機に広がったする人、支える人の活動を継続させること、こちらが大変重要だと考えております。

今後の活動の継続にとって、議員から御紹介ございました県内にパラスポーツや福祉を専門的に学ぶことができる西九州大学があることの意味は大変大きいと認識しております。西九州大学とは、これまでもパラスポーツ指導員の資格取得の実務経験の場として、県のパラスポーツ教室やパラスポーツ大会などで補助員を務めてもらうなど、日頃から協力、連携をしまいいったところでございます。

「SAGA2024」全障スポでは、西九州大学をはじめとする多くの学生がサガンティアとして大会を支えてくれたほか、介助員として選手団に入り、まさに寝食を共にしながら選手のサポートに当たってくれた方たちもいました。今回の活動を通じて、もっと選手と関わりたいと思った学生も多いと聞いています。

今後も、こういった人材を大切にしながら、佐賀県パラスポーツ協会

や佐賀県障がい者スポーツ指導者協議会といった専門機関と共に事業を進めてまいります。

様々な関係者と連携し、スポーツを続けたい人、始めてみたい人、支えたい人たちが活躍できるように、SSP構想に基づき、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

私からは以上です。

◎議長（大場芳博君） これで本日の日程は終了いたしました。

あす四日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時三十二分 散会

速 記 者 木 村 佐 知 子